

日常生活トラブル見舞金

「ビュツフェスタイル」

総合約款

目次

1. 車両補償共済『安全運 TEN』	3
2. 弁護士補償共済『アラソワーズ』	7
3. ペット保障共済『わんにゃんスマイル』	13
4. 通院保障共済『ずっとスマイル』	16
5. 火災風水害地震補償共済『備えあれば憂いなし』	19
6. 携行品補償/生活賠償共済『スマイルアシスト』	25
7. 障がい者保障共済『あなたと共に』	29
8. スマホ端末補償共済『スマスマ』	32
9. コロナ入院保障共済『スマコロ』	34
10. ゴルフ傷害補償共済『スマゴル』	35
『この共済全般に関すること』	38
個人情報保護方針（プライバシーポリシー）	41

【2023年1月版】

用語	定義
本約款集	この『日常生活トラブル見舞金「ビュッフェスタイル総合約款」』をいいます。
当組合	「いきいきスマイル労働組合」をいいます。
免責期間	共済期間のうち、補償の対象とならない期間をいいます。
契約年齢	契約日または更新日における被共済者の満年齢をいいます。
更新日	更新された契約が開始される日をいいます。
医師	日本国内の医師免許を所持する医師をいい、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みません。また、被共済者が医師であるときは、被共済者以外の医師をいいます。
病院または診療所	医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含み、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みません。
傷病	病気および傷害をいいます。
不慮の事故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。 【急激】突発的に事故が発生することで、事故の原因から結果までの過程が直接的で時間的な間隔がないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。 【偶然】原因または結果の発生が予知できないことで、被共済者の故意によるものは該当しません。 【外来】原因の発生が、身体の外からの作用によることで身体の内部的原因によるものは該当しません。
療養	診療、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。
戦争	他国または他地域と戦闘状態に入ることを行い、宣戦の有無を問いません。
暴動	群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
核燃料物質	使用済燃料および核燃料物質によって汚染されたもの(原子核分裂生成物を含みます。)を含みます。
テロリズム	他の政府、公衆または公衆の一部を脅威にさらすことを目的とし、単独であるかあるいは組織の代行かまたは政府の援助を受けている、宗教的、イデオロギー的に行動しているかを問わず、個人または団体により行われる圧力、暴力、あるいはこれらによる脅威をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
共済金代理請求者	共済金受取人が共済金を請求できない特別な事情がある場合において、当組合の承諾を得たうえで、共済金受取人の代理として共済金を請求できる方をいいます。
解除	当組合の意思によって、この共済契約の効力を失わせることをいいます。
解約	共済契約者の意思によって、この共済契約の効力を失わせることをいいます。
決済	クレジットカードによる支払いのことをいいます。 (VISA.master.JCB.AMERICAN・EXPRESS.ダイナースクラブのみ)

1. 車両補償共済『安全運 TEN』

第1章 用語の定義

第1条 <用語の定義>

この約款において使用する用語は、本約款集共通用語の定義および以下の定義によります。

用語	定義
E T C 車載器	有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。
カーナビ	自動車用電子式航法装置をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の金額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
全損	被共済自動車の損傷を修理することができない場合または車両が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態または法令に従い被共済自動車に備え付けられている状態をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
被共済自動車	共済証券記載の自動車をいいます。
被共済自動車の価格	被共済自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等(注)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注)初度検査年月を含みます。
付属品	被共済自動車に定着または装備されている物をいい、車室内でのみ使用することを目的として被共済自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、E T C 車載器その他これらに準ずる物を含みます。ただし、次の物を含みません。 ①燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 ②法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③通常装飾品とみなされる物 ④共済証券に明記されていない付属機械装(注) (注)医療防車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特殊用途である自動車に定着又は装備されている精密機械装置をいいます。
共済価格	損害が生じた地および時における被共済自動車の価格をいいます。
共済金額	共済証券記載の共済金額をいいます。
免責金額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被共済者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定められた、普通乗用車、小型乗用車、軽四輪乗用車、小型貨物車、軽四貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。自家用・事業用を含んだ車両総重量が10トン以下の車両とします。 (注)車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条 <共済契約者の範囲>

この共済の共済契約者は、当組合の組合員である方とします。

第3条 <被共済者の範囲>

(1)この共済における被共済者は、被共済対象自動車の使用者とします。又は、契約日において18歳以上の日本国内に居住している方に限ります。

第4条 <申込および口数の上限>

この共済の申込上限は、1名義につき、被共済対象自動車の登録は5台までとする。また1台につき2口までの申込みを上限とする。

第5条 <責任開始日および、契約日および共済期間>

この契約の責任開始日は以下の通りとします。

- (1)この共済に対する申込みがなされた日で見つ第1回目の共済掛金が支払われた日の翌日0時から責任開始とする。尚、申込みにおいて定める提出物および告知内容に不備がある場合その限りではない。
- 2.この契約の契約日は、責任開始日の翌月1日とします。
- 3.この契約の共済期間満了日は、契約日の1年後の応当日の前日とします。
- 4.この契約の共済期間は、責任開始日から共済期間満了日までとします。
- 5.第1項から第4項の日時は、日本国の標準時によるものとします。(以下、この約款において同様とします。)
- 6.共済期間外に生じた事由に対しては、当組合は、共済金を支払いません。

第6条 <共済証券>

当組合がこの契約の申込みを承諾したときは、当組合は、共済契約者に対し、以下の各号の事項を記載した共済証券を発行します。

- (1)この共済の名称
- (2)会員 ID
- (3)共済契約者兼被共済者の氏名、性別、住所および生年月日
- (4)契約日、責任開始日
- (5)加入口数
- (6)共済金の種類および共済金額
- (7)共済掛金の額
- (8)当組合の名称および所在地
- (9)共済加入証書の発行日
- (10)個人、法人いずれかの契約区分
- (11)車両番号
- (12)車種名
- (13)車検証における使用者名義
- (14)車体番号

第7条 <共済金額および支払限度>

この共済の共済金額および支払限度は、共済金の種類ごとに、以下に定めます。

(1)車両修理見舞金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
偶然な事故によって被共済自動車に生じた損害に対して、この条項に従い被共済者に共済金を支払います。	①に定める等級に応じてお支払します。加入後の契約日から3ヶ月は免責期間とします。それ以降は、①表の免責を伴う期間に応じて支払います。	契約日を起算日とし年間最大補償額まで給付請求をすることができます。一度、請求すると次の契約更新時は1等級からとなります。その後、1年毎に等級が上がります。以降その繰り返しとなります。

(2)骨折見舞金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
日本国内において、共済期間中に被共済者が被共済自動車に乗車中において骨折(当該事故の日から180日以内に診断されること要します)したとき。	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	1 事由につき 1 回の見舞金 お支払いを上限とします。

①等級表

等級	最大支払金額	免責を伴う期間
1 等級	2.5 万円	4~6 カ月
2 等級	5 万円	7~18 カ月
3 等級	7.5 万円	19~30 カ月
4 等級	10 万円	31 カ月以降

第 8 条 <共済金を支払う場合>

(1)当組合は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被共済自動車に生じた損害に対して、この条項に従い、事故日時点での等級にて算出し、被共済者に共済金を支払います。

(2)(1)の被共済自動車には、付属品を含みます。

(3)(2)の規定に関わらず、被共済自動車がタンク車、糞尿車等の場合は、被共済自動車に付属するホースは、付属品に含みません。

第 9 条 <共済金を支払わない場合-その 1>

(1)当組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

①次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア.共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者(注 1)

イ.所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主、または 1 年以上を期間とする賃借契約に基づく被共済自動車の借主(注 1)

ウ.アおよびイに定める者の法定代理人

エ.アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人

オ.アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被共済者または共済金を受け取るべき者に共済金を取得させる目的であった場合に限りま。

②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注 2)

③地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④核燃料物質(注 3)もしくは核燃料物質(注 4)によって汚染された物(注 4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥②から⑤までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または非難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧詐欺または横領

⑨被共済自動車を競技もしくは曲技(注 5)のために使用すること、または被共済自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注 6)すること。

(注 1)これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注 2)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重要な事態と認められる場合をいいます。

(注 3)使用済燃料を含みます。

(注 4)原子核分裂生成物を含みます。

(注 5)競技または曲技のための練習を含みます。

(注 6)救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第 10 条 <共済金を支払わない場合-その 2>

(1)当組合は、次のいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

①被共済自動車が航空機または船舶によって輸送されている間(注 1)に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボード(注 2)である場合を除きます。

②被共済自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗

③故障損害(注 3)

④被共済自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害

⑤付属品のうち被共済自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。

⑥タイヤ(注 4)に生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。

⑦法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害

(注 1)積込みまたは積下し中を含みます。

(注 2)官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転車とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

(注 3)偶然な外来の事故に直接起因しない被共済自動車の電氣的または機械的損害をいいます。

(注 4)チューブを含みます。

第 11 条 <共済金を支払わない場合-その 3>

(1)当組合では、次のいずれかに該当するものが法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 65 条(酒気帯び運転等の禁止)第 1 項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

①共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者(注)

②所有権留保条項付売買契約に基づく被共済自動車の買主、または 1 年以上を期間とする賃借契約に基づく被共済自動車の借主(注)

③①および②に定める者の法定代理人

④①および②に定める者の業務に従事中の使用人

⑤①および②に定める者の父母、配偶者または子

(注)これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第 12 条 <損害額の決定>

(1)当組合が共済金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。)は、定められた補償額とします。

第 13 条 <修理費>

(1)損害が生じた地および時において、被共済自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費。この場合、被共済自動車の復旧に際して、当組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第 14 条 <現物による支払>

(1)当組合は、被共済自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって共済金の支払いに代えることができます。

第 15 条 <盗難自動車>

(1)盗難日から起算して 60 日以内に被共済自動車が発見されない場合、当組合は共済金を支払います。

第 16 条 <共済責任のおよぶ地域>

(1)当組合は、被共済自動車が日本国内(注)にある間に生じた事故による損害又は傷害に対してのみ共済金を支払います。

(注)日本国外における日本船舶内を含みます。

第 17 条 <通知義務>

(1)共済契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を当組合に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当組合への通知は必要ありません。

①被共済自動車の用途車種または登録番号(注 1)を変更したこと。

②①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注 2)が発生したこと。

(注 1)車両番号および標識番号を含みます。

(注 2)告知事項のうち、共済契約締結の際に当組合が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2)(1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(3)(2)の規定は、当組合が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月を経過した場合または危険増加が生じた時から 5 年を経過した場合には適用しません。

(4)(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても第 20 条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当組合は共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

(6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲を超えることとなった場合には、当組合は共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(7)(6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第 20 条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

第 18 条 <共済契約の無効>

(1)共済契約者が、共済金を不法に所得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は無効とします。

第 19 条 <共済契約の取り消し>

(1)共済契約者または被共済者の詐欺または脅迫によって当組合が共済契約を締結した場合には、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

第 20 条 <重大事由による解除>

(1)当組合は、次のいずれかに該当する事由があった場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

①共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、当組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②被共済者または共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③共済契約者または被共済者が、次のいずれかに該当すること

ア.反社会的勢力(注 1)に該当すると認められること。

イ.反社会的勢力(注 1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ.反社会的勢力(注 1)を不当に利用していると認められること。

エ.法人である場合において、反社会的勢力(注 2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ.その他反社会的勢力(注 1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(注 1)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。)暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第 21 条 <共済契約解除の効力>

(1)共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(2)第 4 条(申込および口数の上限)に定める上限口数を超過した契約や、重複契約など当組合が適正な契約でないと判断した場合は(1)の限りではありません。

第 22 条 <共済金の請求>

(1)当組合に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。

①本条項に係る共済金の請求に関しては、損害発生の時

(2)被共済者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当組合が求める物を当組合に提出しなければなりません。

①共済金請求書兼同意書

②被共済自動車の損傷状況および修理金額が記載されている修理見積書および領収書

③被共済自動車の損害状況がわかる画像等

④被共済自動車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類

⑤骨折見舞金に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、治療に要した領収書等の傷害・治療の内容が確認できる公的機関から発行される書面にて当組合が求めるもの

⑥その他必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当組合が判断し求めるもの

(3)当組合は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4)共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)、(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第 23 条 <共済金の支払時期>

(1)当組合は、請求完了日(注 1)からその日を含めて 30 日以内に、当組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

①共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被共済者に該当する事実

②共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無

③共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治癒経過および内容

④共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

⑤①から④までのほか、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1)被共済者または共済金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には(1)の規定にかかわらず、当組合は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

②(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④(1)①から⑤までの事項確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1)被共済者または共済金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします

(注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については(1)または(2)の機関を算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合も含みます。

2.弁護士補償共済『アラソワーズ』

第1章 用語の定義

第1条<用語の定義>

この約款において使用する用語は、本約款集共通用語の定義および以下の定義によります。

用語	定義
契約者	当組合にこの契約の申込を行い掛金の支払い義務を負うこととなる人をいいます。被共済者はこの約款に基づき共済契約上の権利義務を有することとなります。
被共済者	この共済契約により、補償を受ける人または補償の対象となる法人をいいます。共済契約の締結後に被共済者を変更することはできません。
共済期間	共済契約によって補償される期間で、この共済契約の共済期間は1年です。
弁護士等	次のいずれかに該当する者をいいます。 【弁護士】 弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士をいいます。 【司法書士】 司法書士法(昭和25年法律第197号)の規定により、日本司法書士連合会に備えた司法書士名簿に登録された司法書士をいいます。 【行政書士】 行政書士法(昭和26年法律第4号)の規定により、日本行政書士連合会に備えた行政書士名簿に登録された行政書士をいいます。
法的請求	相手方に対し、法令上の根拠に基づき一定の行為をすること、または一定の行為をしないことを要求するものをいいます。
原因事実	被共済者の法的請求の根拠となる具体的な事実、または他人から受けた被共済者の権利・利益を侵害する法的請求・通知等をいいます。具体的には第8条(法律相談料共済金の支払事由)(2)、第9条(弁護士費用等共済金の支払事由)(2)に規定する通りです。
原因事故	共済金の支払対象となる状態をいいます。法律相談料共済金を支払う対象となる原因事故を問題事象、弁護士費用等共済金を支払う対象となる原因事故を法律事件といいます。 【問題事象】 法律紛争に発展する可能性の高い事実が発生し、被共済者が自らの権利や利益を守るために法律の専門家である弁護士の助言を必要としている状態。 【法律事件】 ある原因事実に係る自分と相手方の要求・主張に隔たりがあり、当事者同士の話し合いでは合意形成が困難な問題について、被共済者が自らの権利や利益を守るために法的な解決を必要としている状態。
特定偶発事故	共済金を支払う対象となる原因事故のうち、第12条(特定偶発事故)に規定する事故をいいます。
一般事件	共済金を支払う対象となる原因事故のうち、特定偶発事故に該当しないものをいいます。
法律相談	問題事象について被共済者が次に掲げる相談をすることをいいます。 ①弁護士が行う法律相談 ②司法書士が行う司法書士法第3条第1項第5号および同項第7号に規定する相談 ③行政書士が行う行政書士法第1条の3第1項第4

	号に規定する相談
弁護士委任契約	弁護士等に、訴訟、審判、調停、交渉またはその他の権利の保全もしくは行使の手續等を委任する契約をいいます。
法律相談料	被共済者が法律相談に際して弁護士等に支払う料金をいいます。口頭による鑑定、対面、電話もしくはインターネットによる相談、またはこれらに不随する書面や電子メール等の作成もしくは連絡等、弁護士等への相談の範囲内と考えられる行為の対価として支払う料金を含みます。
弁護士費用等	被共済者が、法律事件の解決に際して、弁護士等および裁判所に支払う費用をいい、着手金、報酬金、手数料、日当、時間制報酬、実費等を指すものとします。 【着手金】 事件の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果の如何にかかわらず、受任時に弁護士へ受けるべき委任事務処理の対価をいいます。 【報酬金】 事件の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて弁護士等が受ける委任事務処理の対価をいいます。 【手数料】 原則として1回程度の手続きまたは事務処理で終了すべき事件等について、受任時に弁護士が受けるべき対価をいいます。 【日当】 弁護士等が、事件処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること(事件処理自体による拘束を除く)の対価をいいます。 【時間報酬】 単位時間あたりの委任事務処理報酬にその処置に要した時間(移動に要する時間を含む)を乗じた額により計算される弁護士報酬をいいます。 【実費等】 収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金、その他これらに準ずるもので、弁護士等が事件処理を行う上で支払いの必要が生じた費用

第2条(共済契約者の範囲)

この共済の共済契約者は、当組合の組合員である方とします。

第3条(被共済者の範囲)

この共済の被共済者は、以下の各号の全てに該当する方のうち、当組合がこの共済の被共済者として認めた方とします。

- (1)契約日において18歳以上の方
- (2)日本国内に居住している方
- (3)共済契約者

第4条(申込および口数の上限)

1名義につき個人・法人契約を各2口までのお申込みを上限とする。

第5条(責任開始日および、契約日および共済期間)

この契約の責任開始日は以下の通りとします。

- (1)この共済に対する申込みがなされた日と目付第1回目の共済掛金が支払われた日の翌日0時から責任開始とする。尚、申込みにおいて定める提出物および告知内容に不備がある場合その限りではない。
- 2.この契約の契約日は、責任開始日の翌月1日とします。
- 3.この契約の共済期間満了日は、契約日の1年後の応当日の前日とします。

- 4.この契約の共済期間は、責任開始日から共済期間満了日までとします。
 5.第1項から第4項の日時は、日本国の標準時によるものとします。(以下、この約款において同様とします。)
 6.共済期間外に生じた事由、また被共済者が原因事故に直面した事由に対しては、当組合は共済金を支払いません。

第6条（共済証券）

当組合がこの契約の申込みを承諾したときは、当組合は、共済契約者に対し、以下の各号の事項を記載した共済証券を発行します。

- (1)この共済の名称
- (2)会員 ID
- (3)共済契約者兼被共済者の氏名、性別、住所および生年月日
- (4)契約日、責任開始日
- (5)加入口数
- (6)共済金の種類および共済金額
- (7)共済掛金の額
- (8)当組合の名称および所在地
- (9)共済加入証書の発行日

第2章 補償条項

第7条（共済金額および支払限度）

この共済の共済金額および支払限度は、共済金の種類ごとに、以下に定めます。

(1)相談料共済

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が、責任開始日以降に発生した原因事実について問題事象に直面し、法律相談料を負担することによって損害を被ったとき	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	1事由につき1回のみ、契約日から起算し1年間に5回の請求を上限とします。通算請求においては無制限です。

(2)裁判なし事案

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
本約款に規定する法律事件に関し、その解決を目的として弁護士委任契約を締結したとき	あらかじめ設定した金額をお支払いします。1事由1回最大5万円とする。	契約日から起算し1年間のお支払上限を20万円とします。同じ事案での請求上限は1回とします。通算請求においては無制限です。

(3) 特定偶発事件裁判費用共済金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
本約款に規定する法律事件に関し、その解決を目的として弁護士委任契約を締結したとき	あらかじめ設定した金額をお支払いします。着手時10万円をお支払い、裁判終了時にその金額を差し引いた共済金を支払います。	契約日から起算し1年間のお支払上限を30万円とします。同じ事案での請求上限は1回とします。通算請求においては無制限です。

(4) 一般事件裁判費用

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
本約款に規定する法律事件に関し、その解決を目的として弁	あらかじめ設定した金額をお支払いします。着手時10万円を	1年間のお支払上限を20万円とします。同じ事案での請求上

護士委任契約を締結したとき	お支払い、裁判終了時にその金額を差し引いた共済金を支払います。	限は1回とします。通算請求においては無制限です。
---------------	---------------------------------	--------------------------

(注)事件および事務処理の内容に照らして社会通念上必要かつ妥当な時間とし、書面のコピー、郵送物の投函等の、法律事務の処理以外の事務処理に要した時間および弁護士等の過失により書面等の訂正が必要となった場合の訂正にかかる時間等は含みません。

なお、事務処理の内容およびそれに要した時間は、弁護士等から提出される報告書(原則として毎月1回の割合で提出され、事務処理に要した時間が1分単位で記載されたものに限り)により確認されたものとします。

第8条（法律相談料共済金の支払事由）

(1) 被共済者が、責任開始日以降に発生した原因事実について問題事象に直面し、法律相談料を負担することによって損害を被ったとき、当組合は法律相談料共済金を支払います。ただし、(3)に規定する問題事象については、法律相談料共済金を支払う対象から除きます。

(2) 次に掲げる場合は、被共済者が問題事象に直面した場合に含まれません。

① 被共済者以外の者が遭遇した事実に起因して、被共済者が監督義務または扶養義務者として問題事象に直面した場合。(被共済者の未成年の子を除きます)

② 契約上の地位の移転、債権譲渡、債務引受、その他の事由により権利義務の移転があった結果、移転前に生じた原因事実に関し、被共済者がトラブルの当事者となった場合(相続を除きます)

③ 相続により権利義務の移転があった結果、移転前において既に法的手続の対象とされていた原因事実に関し、被共済者がトラブルの当事者となった場合(相手方への内容証明の送付、支払督促、示談交渉を含みます)

(3) 法律相談料共済金の支払対象となる問題事象は、次に掲げるいずれかの原因事実に関し発生したものに限ることとします。問題事象は、原因事実が生じた時に発生したものとみなします。

原因事実	①被共済者が行う法的請求の根拠となる具体的な事実で、次に掲げるもの ア.被共済者の権利・利益の侵害を生じさせた事実 イ.被共済者が行う差止請求等の対象となる事実 ウ.被共済者が行う契約関係の発生・不発生・変更・消滅等の請求の根拠となる事実 エ.被共済者が行う相続・婚姻その他の身分上の関係の発生・不発生・変更・消滅用の請求の根拠となる事実 ②被共済者が他人から受けた法的請求・通知(他人から受けた請求・通知について、その法的根拠が不明な場合を除く)または他人から受けた法的請求・通知(被共済者の主張に対する相手方による反論の根拠となる事実を含みます)の根拠となる事実

(4)(3)において共済金を支払う対象から除く問題事象は、次に掲げるものとします。

①被共済者が相手方に請求する額または相手方から請求される額が5万円未満のもの(当組合が承認した場合は、その限りではありません)

②社会通念上、法的解決になじまないと考えられる問題であって、いずれかに該当するもの

ア. 社会生活上の受忍限度を超えるとはいえない問題

イ. 一般的に道徳・道義・倫理、その他の社会規範に基づく解決が妥当であると考えられる問題

ウ. 自律的な法規を有する社会または団体の裁量の範囲に属する事項に関するもの

エ. 宗教上、政治上、思想上、学術上および技術上の論争または解釈に関するもの

第9条<弁護士費用等共済金の支払事由>

(1)被共済者が、責任開始日以降に発生した原因事実について法律事件に直面し弁護士費用等を負担することによって損害を被ったとき、当組合は弁護士費用等共済金を支払います。ただし(2)に規定する法律事件については、弁護士費用等共済金を支払う対象から除きます。
(2)弁護士費用等共済金の支払い対象となる法律事件は、次の①から④に掲げるいずれかの原因事実起因して発生したものに限り、被共済者は、当該原因事実を根拠として法的主張を行うものとします。法律事件は、原因事実が生じた時に発生したものとみなします。

①一般的な法律事件(注1)を生じさせた原因事実(注2)(原因事実-1)

ア.不法行為(注3)
イ.債務不履行(注4)
ウ.契約・処分の無効(注5)・取り消し(注6)・解除(注7)・撤回(注8)の根拠となる事実
エ.その他、損害、権利または利益の侵害をもたらした事実
オ.上記アからエまでの発生を予期できる事実
カ.相手方からの法的請求・通知

(注1)第12条共済金を支払わない場合-その1(特定原因不担保)(1)②から④に規定する事件を除く、全ての法律事件をいいます。

(注2)アからオは被共済者または相手方のいずれかが自らの主張の根拠とする事実をいいます。

(注3)他人の権利・利益を侵害して損害を与える行為をいいます。

(注4)債務者が契約等で決められた義務を履行しないことをいいます。

(注5)当事者の法律行為や意思表示が有効となる要件を満たさないために、最初から法律上の効果を生じないことをいいます。

(注6)意思表示または法律行為がなされた過程に問題があることを理由として、その効力をさかのぼって失わせることをいいます。

(注7)当事者の一方の意思表示によって契約の効力をさかのぼって消滅させ、契約が初めから存在しなかったのと同じような法律上の効果を生じさせることをいいます。

(注8)過去になされた行為の効力を将来に向かって消滅させることをいいます。

(※1)法律上の原因がないにもかかわらず他人の財産や労務によって、利益を受け、これによって他人に損害を与えることをいいます。

(※2)法律上の義務が無いのに他人のために他人の生活に必要な一切の事務を処理する行為をいいます。

②相続に係る事件(注1)を生じさせた原因事実(注2)(原因事実-2)

ア.被相続人の死亡
イ.被相続人の死亡を予期できる事実(注3)
ウ.被相続人の死後に生じた新たな相続権の発生・不発生・変更の根拠となる事実

(注1)第12条(1)②に規定する事件をいいます。

(注2)イが発生した後にアが発生した場合においては、相続財産の範囲・評価・相続人の範囲、相続分、相続内容に関するトラブルはイを原因事実とします。

(注3)被相続人が、脳死状態または遷延性意識障害状態(※)にあり、回復の見込みがないと医学的見地から確認され、その状態が改善しないまま死亡した場合、その状態の開始時において「被相続人の死亡を予期できる事実」が生じたものとみなします。

(※)脳に受けた障害により、いわゆる植物状態にあることをいいます。

③離婚に係る事件(注1)を生じさせた原因事実(原因事実-3)

ア.離婚または内縁関係解消の根拠となる事実(注3)
イ.相手方からの離婚または内縁関係解消の請求
ウ.離婚または内縁関係解消後に生じた新たな権利・義務の発生・不発生・変更の根拠となる事実

(注1)第12条(1)③に規定する事件をいいます。

(注2)アとイが両方発生した場合においては、離婚または内縁関係解

消により発生した義務の不履行、権利・利益の侵害に関して生じたトラブルは、アまたはイのいずれか先に生じたものを原因事実とします。

(注3)離婚または内縁関係解消の根拠となる事実として、被共済者または相手方のいずれかが自らの主張の根拠とする事実をいいます。

④親族関係に係る事件(注1)を生じさせた原因事実(原因事実-4)

ア.婚姻、親子、扶養、その他の親族関係の発生・不発生・変更・消滅の根拠となる事実
イ.相手方からの親族関係の発生・不発生・変更・消滅の請求

(注1)第12条(1)④に規定する事件をいいます。

(注2)アとイが両方発生した場合においては、親族関係の発生・不発生・変更・消滅により発生した義務の不履行・権利・利益の侵害に関して生じたトラブルは、アまたはイのいずれか先に生じたものを原因事実とします。

(注3)親族関係の発生・不発生・変更・消滅の根拠となる事実として、被共済者または相手のいずれかが自らの主張の根拠となる事実をいいます。

(3)(1)において共済金を支払う対象から除く法律事件は、次に掲げるものとします。

①第8条(法律相談料共済金の支払い事由)(3)の①から②に規定するもの

②国、地方公共団体、行政庁、その他行政機関(注1)を相手方とする法律事件。

(注1)その他の行政機関とは、補助機関・参与機関・執行機関・監査機関を指すものとします。

(注2)次に掲げるものは含みません。

- a.国家賠償請求事件
- b.税務に関するもの
- c.セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、その他ハラスメント行為に起因するもの

③破産、民事再生、特定調停、任意整理に関する法律事件

④利息制限法(昭和29年法律第100号)で定める利率を超えた金銭消費貸借契約に関する法律事件(注)

(注)被共済者が、元本および利息制限で定める利率を超えない利息部分について、相手方に返済を求める場合を除きます。

⑤次に掲げる事業上の法律事件(注1)

ア.被共済者が個人事業主もしくはその従業員、または法人もしくは団体の役職員として従事する業務上の用途に供すること(注2)を目的として、現在または過去において所有・使用・管理する財産・権利・施設等に関して直面した法律事件

イ.被共済者が個人事業主もしくはその従業員、または法人もしくは団体の役職員として従事する業務の遂行に起因もしくは不随して発生した法律事件

ウ.反復もしくは継続にて行われる有償の資産(注3)の譲渡、貸付または役務の提供に関して直面した事件

エ.被共済者の事業の用に供する目的で行われた借入または担保に関する法律事件

オ.事業上の所得に対する税金に関する法律事件

(注1)次に掲げるものは含みません。

- a.セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、その他ハラスメント行為に起因する者
- b.通勤中または休憩等により一時的に業務から離脱中に発生したもの(注2)現在、業務上の用途に供していない場合を含みます。個人の用途に転用している場合を除きます。

(注3)取引の対象となる一切の資産をいい、有形資産のみならず無形資産も含みます。

⑥次に掲げる組合訴訟等の法律事件

ア.組合訴訟(注1)、組合非訟(注2)およびこれらに関連・不随する交渉・調停・仲裁・保全・執行事件(注1)

イ.アに類する組合法以外の法令に基づく事件

ウ.組合以外の法人またはその代表者に対して請求するアに類する法律

事件

⑦保証(注1)契約に係る法律事件

(注1)連帯保証、根保証、共同保証、身元保証を含みます。

(注3)被共済者の親、子、または配偶者が主債権者である場合を除きます。

⑧手形小切手事件

⑨知的財産権に係る事件

⑩民事非訟事件(注)

⑪公示催告事件

⑫家事事件手続法別第一事件(注)

⑬刑事事件(注1)、少年事件(注2)、または医療観察事件(注3)(注1)刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に基づき、犯罪を行った者に対する科刑等を決定するための手続に関する事件をいいます。

(注2)少年法(昭和12年法律第168号)に基づき、犯罪を行った少年に対する措置を決定するための手続に関する事件をいいます。

(注3)心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号9に基づき、心神喪失または神経耗弱の状態での重大な他害行為を行った者に対する処遇の要否等を決定するための手続に関する事件をいいます。

(4)弁護士費用等共済金を支払う対象とする法律事件は、その管轄裁判所が日本の裁判所であり、かつ、日本の国内法が適用されるものであることを要します。

第10条<共済金を支払う損害の発生時期>

第14条(共済金を支払う対象となる費用)に規定する損害の発生時期が次の条件を満たす場合に限り、当組合は共済金を支払います。

- ①共済契約が有効に継続しているときに被った損害であること。
- ②原因事故の発生から2年以内に被共済者が被った損害であること。

第11条<待機期間>

(1)第8条(法律相談料共済金の支払事由)および第9条(弁護士費用等共済金の支払事由)の規定に関わらず、原因事実が待機期間に発生した場合、当組合は共済金を支払いません。

(2)待機期間は契約日から3カ月間とします。

(3)(1)および(2)の規定にかかわらず、第16条(特定偶発事故)に規定する特定偶発事故には待機期間を適用しません。

第12条<共済金を支払わない場合-その1(特定原因不担保)>

(1)第8条(法律相談共済金の支払い事由)および第9条(弁護士費用等共済金の支払い事由)の規定にかかわらず、次に掲げる事件に係る原因事実が不担保期間中に発生した場合、当組合は共済金を支払いません。

事件区分	内容
①リスク取引に係る事件	ア.金銭消費貸借契約に係る事件(被共済者が期限の定めのない金銭消費貸借契約の債権者としての債務履行を請求される場合を除きます) イ.金融商品または商品先物の取引に係る事件 ウ.取引によって取得もしくは譲渡した物または権利の財産的価値が、経済状況・社会情勢の変化等に伴って変動したことにより、当該取引の相手方との間で発生した事件 エ.次の契約・取引に係る意見 a.預託等取引契約(注) b.連鎖販売取引(注) c.無限連鎖講(注)
②相続に係る事件	遺産分割、特別受益、寄付分、

	遺言、遺贈、遺留分、その他相続財産もしくは相続人の範囲、相続財産の分割方法に係る、事件、またはこれらに不随する事件(法定相続人以外の者に対し請求を行う事件や相続に係る親族関係の有無を主張する事件を含みます)
③離婚に係る事件	ア.離婚、内縁関係の解消 イ.アに不随して発生する財産分与、配偶者に対する慰謝料、親権(注1)、養育費、面会交流、年金分割に係る事件(注2)(注1)未成年の子を監護・教育し、その財産を管理するため、その父母に与えられた身分および財産上の権利義務をいい、監護権を含みます。 (注2)責任開始日前において、婚姻関係または内縁関係のいずれの関係にもなかった者を相手方とする場合を除きます。
④親族関係に係る事件	婚姻、親子、扶養(注1)、その他親族(注2)関係に係る事件(注3)のうち、③以外の親族法(注4)上の法律関係に基づく事件(注1)事故の資産能力だけでは生活ができない状態である者に対して、その生活を援助するための給付を行うことをいいます。 (注2)被共済者の第6親等内の血族、配偶者および3親等内の婚姻をいいます。 (注3)婚姻、養子、その他親族関係に基づき発生した義務の不履行をいいます。 (注4)民法第4編「親族」に規定する、夫婦、親子、その他親族関係を規律する法をいいます。

(2)(1)に規定する事件の不担保期間は契約日から1年間とします。

第13条<共済金を支払わない場合-その2 免責事由>

(1)免責事由-1

- ①地震、噴火またはこれらによる津波
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロリズム
- ③その他これらに類似の事変または暴動
- ④核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性

(2)免責事由-2

被共済者が次の①から⑦に掲げる共済契約者または被共済者の行為により、原因事故に直面した場合は、法律相談共済金および弁護士等共済金を支払いません。

①故意または重大な過失による次のアからエに掲げる行為(注1)(注2)(注1)未遂を含みます。

(注2)相手方の行為により被共済者に損害が発生した場合に、その賠償または行為の差し止めを請求するときは、免責とはなりません。

ア.殺人、墮胎、遺棄、傷害、暴行、その他の他人の生命または身体を害する行為(注)

イ.住居侵入、強姦、わいせつ、逮捕、監禁、脅迫、強要、誘拐、その他の他人の事由を害する行為

ウ.窃盗、詐欺、背任、恐喝、容量、器物破損、その他の他人の財産を害する行為

工.秘密漏示、名誉毀損、侮辱、信用毀損、業務妨害、その他の他人の秘密、名誉、信用または業務を害する行為

②刑事事件として起訴された行為(注1)、または少年事件において検察官送致決定もしくは裁判開始決定を受けた行為(注2)

(注1)無罪判決が確定した場合を除きます。

(注2)非行事実が認められないことを理由とする不処分決定を受けた場合を除きます。

③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等を摂取した状態で行った行為

④アルコール等の影響により正常な判断または行動ができないおそれがある状態で行った行為

⑤自殺行為、自傷行為または自ら所有する財物を損壊する行為

⑥公序良俗に反する行為または社会通念上不当な請求

⑦共済契約の趣旨に鑑みて濫用性が高いと当組合が判断する行為(注)

(注)次に掲げる行為が該当します。

ア.権力行使によって何らかの利益がもたらされないにもかかわらず、単に相手方を害する目的でなされる行為

イ.権力行使によって得る利益と比較して相手方の受ける不利益が明らかに大きい行為

ウ.実現不可能な行為を要求するなど、正当な権利行使の範囲を逸脱した行為

エ.その他、アからウと同程度に濫用性が高いと考えられる行為

(3)免責事由-3

被共済者が、次の①から④に掲げる者をトラブルの相手方として法律相談または弁護士等委任契約の締結を行う場合は、法律相談共済金および弁護士費用等共済金を支払いません。

①共済契約者

②当組合

③他の被共済者と締結した共済契約に基づいて、法律相談料または弁護士費用等の負担によって被った損害を請求する場合における当該他の被共済者

④共済金を支払わない相手方として約款に記載する者

(4)免責事由-4

次に掲げる場合は、法律相談料共済金および弁護士費用共済金を支払いません。

①被共済者が共済契約者との間で法律相談または弁護士等委任契約の締結を行う場合

②弁護士等に法律相談または事務処理を委任した原因事故の処理方法または弁護士費用等について、当該弁護士等と紛争になった場合

③被共済者が弁護士委任契約を締結し法的解決を図ったとしても、勝訴の見込みまたは委任の目的を達成する見込みのないことが明らかな場合

第14条<共済金を支払う対象となる費用>

当組合は、被共済者が次に定める費用(注)を負担することによって損害を被った場合に、共済金を支払います。

①法律相談料共済金	第8条(法律相談料共済金の支払事由)に規定する問題事象に関する法律相談に際して弁護士等に支払う法律相談料
②弁護士費用等共済金	第9条(弁護士費用等共済金の支払事由)に規定する法律事件に関し、その解決を目的として弁護士委任契約を締結した場合において、弁護士等および裁判所に支払う費用(注) (注)着手金、報酬金、手数料、日当、時間制報酬、実費等をいいます。

(2)(1)②に規定する費用の金額は、弁護士費用等の額として一般に適

正・妥当であると考えられる水準を超えないものであることを要します。当該費用の額が、一般に適正・妥当な水準を超える場合、当該超過額については共済金を支払う対象から除外します。

(3)(1)に規定する費用は、日本国内における弁護士等の活動(注)に伴い、日本国内で発生したものであることを要します。

(注)日本国内で海外の調査機関等に依頼した場合の費用は含まれません。

第15条<共済金の請求>

(1)共済金受取人は、次の書類または証拠のうち当組合が求める物を提出することにより、当組合に対して共済金の請求を行うことができます。

①共済金請求書兼同意書

②領収書

③弁護士等と締結した契約書(注1)

④その他必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当共済が判断し求めるもの

(注1)相談料共済金を請求のときは提出を求めません。

第16条<特定偶発事故>

(1)第11条待期間中に規定する特定偶発事故とは、次の①および②に定める事故をいいます。

	区分	内容
特定偶発事故	①交通事故	自動車または原動機付自転車の運転に起因して生じた急激(注1)かつ偶然(注2)な外来(注3)の事故による身体の障害(注4)(注5)または財物の損壊(注6)
	②偶発損傷事故	①以外の急激(注1)かつ偶然(注2)な外来(注3)の事故による身体の障害(注4)(注5)または財物の損壊(注6)

(注1)「急激な事故」とは、事故が突発的で損失発生までの過程において時間的な間隔がなく、事故の発生が被共済者によって予測・回避できないものをいいます。

(注2)「偶発的な事故」とは事故の原因または結果の発生が被共済者にとって予知できないものや、被共済者の意思に基づかないものをいいます。

(注3)「外来の事故」とは事故の原因が外部からの作用による事故をいいます。

(注4)被共済者またはトラブルの相手方がその身体に被った損害、疾病。またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいいます。

(注5)精神障害のみの場合を除きます。

(注6)財産的価値を有する物の滅失、損傷、汚損(使用不能損害を含みます。)をいいます。

(注1)(1)にかかわらず、次の①から④に掲げるものは、特定偶発事故に該当しません。

①慢性疾患、細菌性、ウイルス性等による食中毒、有毒物質を継続的に摂取した結果生じる中毒症状、その他時間の経過とともに進行する類似のもの

②被共済者が次の行為を受けたことによって生じた身体の障害

ア.診療、診察、検査、診断、治療、看護、疾病の予防

イ.医薬品または医療用器具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または指示

ウ.身体の整形

エ.あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等

③物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、その他の時間の経過とともに進行する類似の理由とする物の損壊

④被共済者が、自転車、自転車その他の車両を競技、曲技(注 1)もしくは試験のために使用している場合、または競技、曲技もしくは試験を目的とする場所において使用(注 2)している場合に生じた事故(注 1)競技または曲技のための練習を含みます。

(注 2)救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を含みません。

3. ペット保障共済『わんにゃんスマイル』

第1章 用語の定義

第1条<用語の定義>

この約款において使用する用語は、本約款集共通用語の定義および以下の定義によります。

用語	定義
ペット	証券記載の愛玩動物または伴侶動物(注とすることを目的として家庭で飼育および管理されている犬または猫をいいます。ただし次の各号のいずれかに該当する犬または猫は除きます。 (1)売買を目的として飼育・管理されている犬または猫 (2)闘犬、狩猟犬、競争犬、災害救助犬または警察犬等、愛玩動物または伴侶動物とすること以外の目的で飼育・管理されている犬または猫 (3)ブリーダー等において専ら繁殖を目的として飼育・管理されている犬または猫 (注)伴侶動物 コンパニオンアニマルをいい、盲導犬、聴導犬、介助犬などの身体障害者補助犬を含みます。
傷害	ペットが急激(注1)かつ偶然(注2)な外来(注3)の事故(以下「不慮の事故」といいます。)によって被った身体の傷害をいいます。 (注1)急激 傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいい、慢性反復性、持続性の強いものは該当しません。 (注2)偶然 傷害の原因となった事故または傷害の発生が被共済者にとって予知できないことをいい、被共済者の故意に基づくものは該当しません。 (注3)外来 傷害の原因がペットの身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。
傷害の発生	ペットが傷害を被る原因となった不慮の事故が発生した時にその傷害が発生したものとみなします。ただし、その事故の発生を被共済者が知らなかった場合には、獣医師により推定された時にその傷害が発生したものとみなします。
疾病	臨床獣医学上、ペットの身体の状態が病気であると診断される身体の障害であって、傷害以外の場合をいいます。
疾病の発症	ペットが獣医師により疾病の治療が必要であると初めて診断された時にその疾病が発症したものとみなします。
治療	入院、通院または手術による獣医師の治療をいい、臨床獣医学の判断に従い、ペットの健康回復に必要な臨床獣医学的措置(注)をいいます。ただし、第11条<共済金を支払わない場合-その2>の治療等は含みません。 (注)臨床獣医学的措置 ペットの身体の健康状態の維持またはその減退の防止のために必要な措置を含みます。
身体障害	傷害または疾病をいいます。
動物病院	獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に定める、獣医師が飼育動物の診療の業務を行う施設で、第3条に定める届出がなされ休止もしくは廃止されていない施設をいいます。

獣医師	獣医師法(昭和24年法律第186号)に基づく獣医師の免許を交付されている者で、被共済者以外の者をいいます。
入院	獣医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため動物病院に入り常に獣医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	獣医師による治療が必要な場合において、動物病院に通い、または往診により、獣医師による入院を伴わない治療に専念することをいいます。
手術	獣医師がペットに対して治療のために麻酔を用いて行う切開・切除等の行為をいいます。ただし、麻酔を使用する診断行為は含みません
治療費用	ペットの治療のために要した治療費のうち臨床獣医学上、一般に認められている診断または治療処置方法で要した診察料、時間外診療料、検査料、処置料、手術料、入院料、薬剤料、材料または医療器具使用料等をいいますただし、第12条<共済金を支払わない場合-その3>の費用は含みません。
危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
無効	共済契約の効力が共済契約締結時から生じなかったものとなることをいいます。
失効	共済契約が効力を失うことをいいます。
消滅	共済契約が終了することをいいます。

第2条(共済契約者の範囲)

この共済の共済契約者は、当組合の組合員である方とします。

第3条(被共済者の範囲)

この共済の被共済者は、以下の各号の全てに該当する方のうち、当組合がこの共済の被共済者として認めた方とします。

- (1)契約日において18歳以上の方
- (2)日本国内に居住している方
- (3)共済契約者

第4条(申込および口数の上限)

1名義につき、ペットの登録は5匹までとする。また1匹につき、2口までの申込みを上限とする。

第5条(責任開始日および、契約日および共済期間)

この契約の責任開始日は以下の通りとします。

- (1)この共済に対する申込みがなされた日(第1回目の共済掛金が支払われた日の翌日0時から責任開始とする。尚、申込みにおいて定める提出物および告知内容に不備がある場合その限りではない。
- 2.この契約の契約日は、責任開始日の翌月1日とします。
- 3.この契約の共済期間満了日は、契約日の1年後の応当日の前日とします。
- 4.この契約の共済期間は、責任開始日から共済期間満了日までとします。
- 5.第1項から第4項の日時は、日本国の標準時によるものとします。(以下、この約款において同様とします。)
- 6.共済期間外に生じた事由に対しては、当組合は、共済金を支払いません。

第6条(共済証券)

当組合がこの契約の申込みを承諾したときは、当組合は、共済契約者に対し、以下の各号の事項を記載した共済証券を発行します。

- (1)この共済の名称
- (2)会員ID
- (3)共済契約者兼被共済者の氏名、性別、住所および生年月日
- (4)契約日、責任開始日
- (5)加入口数
- (6)共済金の種類および共済金額
- (7)共済掛金の額

- (8)当組合の名称および所在地
- (9)共済加入証書の発行日
- (10)ペットの犬種もしくは猫種
- (11)ペットの年齢
- (12)ペットの性別
- (13)ペットの名前

第2章 共済金の支払

第7条〈共済金額および支払限度〉

この共済の共済金額および支払限度は、共済金の種類ごとに、以下に定めます。

(1)ペット保障共済金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
ペットに傷害または疾病が発生し日本国内の動物病院で治療がなされた場合に、その身体障害の治療のために被共済者が治療費用を負担することによる医療費用損害について、共済金を支払います。	ペットの年齢によって以下の①から③のいずれかの割合にて治療費用を支払います。 ①0～7歳は50% ②8歳～11歳は35% ③12歳～15歳は25%	契約日より起算し1年間で通院5万円、入院15万円、手術5万円をお支払上限金額とします。通算支払い金額は無制限です。

第8条〈共済金を支払う場合〉

(1)当組合は、ペットが身体障害を被り、その直接の結果として、日本国内の動物病院でペットに対して治療がなされた場合に、傷害が発生した日または疾病が発症した日(以下「身体障害の発生日」といいます。)以後に、その身体障害の治療のために被共済者が治療費用を負担することによる医療費用損害について、共済金を支払います。

第9条〈共済期間と支払責任の関係〉

(1)当組合は、共済期間中にペットにつき治療がなされた場合に共済金を支払います。ただし、責任開始日においてすでに発生していた身体障害(発生していた傷害または発症していた疾病をいいます。)の請求と判明した時はお支払いすべき共済金額を50%不担保とします。また、治療開始等の事由発生が責任開始日より後に開始したものに限ります。
(2)ペットが入院をし、その入院中に共済期間が満了したときは、その満了日を含んで継続している入院を、共済期間中の入院とみなして取り扱います。

第10条〈共済金を支払わない場合—その1〉

(1)当組合は、ペットに生じた次の各号のいずれかに該当する身体障害の治療に対しては、共済金を支払いません。
①次のアからカまでのいずれかに掲げる者の故意もしくは重大な過失によって生じた身体障害または自殺行為、犯罪行為もしくは闘争行為によって生じた身体障害。ただし、ウについては、その者が共済金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額についてのみ共済金を支払いません。
ア.共済契約者またはその代理人
イ.被共済者またはその代理人
ウ.被共済者以外の共済金の受取人またはその代理人
エ.被共済者の配偶者
オ.被共済者と生計を共にする同居の親族
カ.被共済者と生計を共にする別居の未婚の子
②動物愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)またはその他の法令に反する不適切な飼養または管理のために、ペットに生じた身体障害

第11条〈共済金を支払わない場合—その2〉

(1)当組合は、次の各号のいずれかに該当する治療に対しては、共済金を支払いません。
①ペットの不妊・去勢手術、断耳・断尾、声帯除去、爪切除(注1)、美容整形手術、その他健康体に施す外科手術(注2)
(注1)爪切除には狼爪切除を含みます。
(注2)健康体に施す外科手術とは、身体障害の治療目的に該当しない外科手術をいいます。
②ペットの交配、妊娠、偽妊娠、出産、早産もしくは流産の治療またはその治療によって生じた身体障害。ただし、母体救命措置として行う緊急性を伴う帝王切開については、共済金を支払います。
③ペットの身体障害の発生日から過去2年以内に予防接種をしなかったため罹患した次の疾病に対する治療
ア.犬
ジステンパー、伝染性肝炎、アデノウイルスⅡ型感染症、パラインフルエンザ、パルボウイルス感染症、レプトスピラ感染症、コロナウイルス感染症または狂犬病
イ.猫
汎白血球減少症、カリシウイルス感染症、ウイルス性鼻気管炎(ヘルペス)または白血球ウイルス感染症(FeLV)、クラミジア
④猫免疫不全ウイルス(FIV)感染症(猫エイズ)または猫免疫不全ウイルス(FIV)感染症が原因と認められる疾病に対する治療
⑤獣医師の指導のもとで適切な予防処置(注3)をしなかったため生じたフィラリア症(犬糸状虫症)に対する治療
(注3)予防処置とは、動物病院が認める予防薬の投薬等をいいます。
⑥停留鞏丸、膝蓋骨脱臼、臍ヘルニア、鼠径ヘルニア、椎間板ヘルニアに対する治療
⑦歯科治療および口腔外科治療。ただし、傷害の治療目的に該当する場合には、共済金を支払います。
⑧獣医学の水準から判断して、先天性・遺伝性疾患によって生じた身体障害に対する治療
⑨健康体に行われた処置(注4)、健康体に行われた検査(注5)
(注4)健康体に行われた処置とは、身体障害の治療目的に該当しない耳道の洗浄、肛門腺しぼり、除毛、抜毛等をいいます。
(注5)健康体に行われた検査には、健康体を想定した検査後に症状原因または診断名が確定した場合を含みます。
⑩治療を伴わない介護

第12条〈共済金を支払わない場合—その3〉

(1)当組合は、次の各号のいずれかに該当する治療、検査、処置等に要した費用に対しては、共済金を支払いません。
①ワクチン接種費用、その他疾病予防のための検査、投薬もしくは予防接種費用または定期健診もしくは予防的検査のための費用
②健康補助食品・サプリメント、処方食または医薬部外品のための費用
③入浴費用(注1)、自宅で使用するシャンプー(注2)、イヤークリーナー(注3)、スキンコンディショナー(注2)等のための費用
ただし、獣医師が通常の治療の一環として動物病院において行った薬浴は、共済金を支払います。
(注1)入浴費用には、シャンプー代を含みます。
(注2)医薬品を含みます。
④漢方(注3)、鍼灸、温泉療法、酸素療法、中国医学、インド医学、ハーブ療法、ホメオパシー、アロマセラピーまたは免疫療法等の代替的処置による治療のための費用
(注3)医薬品を除きます。
⑤ペットの移送費
⑥マイクロチップの挿入費用
⑦安楽死のための費用
⑧葬儀費または埋葬費等ペットの死後に要した費用
⑨各種証明書類の文書作成費用
⑩医薬品の郵送費用
⑪カウンセリング料、相談料、指導料、紹介料

- ⑫ペットが新生仔の養育または身体障害のための付添いに要した費用
- ⑬ノミ、ダニ等の外部寄生虫の除去・駆除費用
- ⑭往診料

第 13 条<共済金を支払わない場合-その 4>

(1)当組合は、次の各号のいずれかに掲げる者の不正行為によってなされた共済金の請求に対しては、共済金を支払いません。ただし、③については、その者が共済金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額についての共済金を支払いません。

- ①共済契約者またはその代理人
- ②被共済者またはその代理人
- ③被共済者以外の共済金の受取人またはその代理人
- ④獣医師

第 14 条<共済金の請求>

(1)共済金受取人は、次の書類または証拠のうち当組合が求める物を提出することにより、当組合に対して共済金の請求を行うことができます。

- ①共済金請求書兼同意書
- ②領収書
- ③診察券
- ④公的機関から発行される診療内容や処置内容等の詳細が確認できる書面または診断書
- ④その他必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当組合が判断し求めるもの

第 15 条<治療期間の短縮>

(1)共済契約者、被共済者または共済金の受取人の故意または重大な過失によって治療が延長したときは、延長したと認められる期間に生じた治療費用に対しては、共済金を支払いません。

第 16 条<共済金の支払限度額に達した場合の取扱>

(1)同一のペットに対する支払共済金額が、前条に定める共済金の支払限度額に達した場合、次の契約日までの期間、組合は共済金を支払いません。

第 17 条<ペットの死亡等による共済契約の消滅>

- (1)ペットが死亡した場合、その死亡した時から共済契約は消滅します。
- (2) ペットが愛玩動物または伴侶動物とすることを目的として家庭で飼育および管理されなくなった(以下「引受範囲外となった」といいます。)場合、その引受範囲外となった時から共済契約は消滅します。この場合、組合は、その時以後の治療に対して共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っているときは、組合は、その返還を請求します。

第 18 条<重大事由による解除>

- (1)当組合は、次のいずれかに該当する事由(重大事由)がある場合には、この共済契約を将来に向かって解除することができます。
 - ①共済契約者、被共済者または共済金の受取人が共済金(他の共済契約の共済金等を含み、共済種類および共済金等の名称の如何を問いません。以下本項において、同様とします。)を詐取する目的または他人に共済金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - ②この共済契約の共済金の請求に関し、共済金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
 - ③共済契約者、被共済者または共済金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ア.暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - イ.反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど

- ウ.反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- エ.共済契約者または共済金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- オ.その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④第 1 号から前号までに掲げるもののほか、組合の共済契約者、被共済者または共済金の受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする第 1 号から前号までと同等の重大な事由があるとき

(2) 組合は、治療を開始した後でも、前項の規定により共済契約を解除することができます。

(3)前項の場合、組合は第 1 項各号に定める事由の発生時以後に生じた医療費用損害についての共済金(第 1 項第 3 号のみに該当した場合で、第 1 項第 3 号アからオまでに該当したのが共済金の受取人のみで、その共済金の受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。)を支払いません。また、すでにその医療費用損害について共済金を支払っているときは、当組合は、その返還を請求します。

(4) 共済契約の解除は、共済契約者に対する通知をもって行います。ただし、共済契約者またはその住所、通信先もしくは居所が不明であるかその他正当な理由により共済契約者に通知できない場合、被共済者または共済金の受取人に通知します。

第 19 条<ペットの年齢計算>

(1) ペットの契約年齢は、責任開始日における満年齢で計算します。

第 20 条<契約年齢およびペットの区分の誤りの処理>

- (1) 共済契約申込書に記載されたペットの契約年齢に誤りがあった場合、次の方法により取り扱います。
 - ①責任開始日における実際の満年齢が、当組合の定める契約年齢の範囲内であったときは、組合の定めるところにより処理します。
 - ②責任開始日における実際の満年齢が、組合の定める契約年齢の範囲外であったときは、組合は、共済契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた共済掛金を共済契約者に払い戻します。
- (2) 共済契約申込書に記載されたペットの区分に誤りがあった場合、当組合の定めるところにより処理します。

4. 通院保障共済『ずっとスマイル』

第1章 用語の定義

第1条 <用語の定義>

この約款において使用する用語は、本約款集共通用語の定義および以下の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1)「競技、競争、興行」いずれもそのための練習を含みます。 (注2)「試運転」性能試験を目的とする運転または操縦をいいます
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注)モーターボート、水上オートバイを含みます
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)医師 被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
共済契約者	当組合とこの契約を締結する当事者をいいます。
被共済者	この契約の保障の対象となる方をいいます。
共済金受取人	この契約に基づき支払われる共済金を受取る方をいいます。
責任開始(日)	この契約による当組合の保障責任が開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期が属する日を責任開始日とします。
契約日	この契約が成立した日をいいます。
共済期間満了日	この契約による保障が終了する日をいいます。
共済期間	この共済の保障の対象となる期間をいいます。
通算共済期間	この契約の更新により継続する共済期間を通算した期間をいいます。
共済掛金	この契約に基づき、共済契約者が負担する掛金をいいます。
更新掛金	この契約が更新された場合に、共済契約者が負担する共済掛金をいいます。

第2条 <共済契約者の範囲>

この共済の共済契約者は、当組合の組合員である方とします。

第3条 <被共済者の範囲>

この共済の被共済者は、以下の各号の全てに該当する方のうち、当組合がこの共済の被共済者として認めた方とします。

- (1)以下のいずれかに該当する方
 - ①契約日において、満0歳から満79歳までの方
 - ②更新日において満84歳までの方
- (2)日本国内に居住している方

第4条 <申込および口数の上限>

1名義につき2口までの申込みを上限とする。

第5条 <責任開始日および、契約日および共済期間>

この契約の責任開始日は以下の通りとします。

- (1)この共済に対する申込みがなされた日でもつ第1回目の共済掛金が支払われた日の翌日0時から責任開始とする。尚、申込みにおいて定める提出物および告知内容に不備がある場合その限りではない。
- 2.この契約の契約日は、責任開始日の翌月1日とします。
- 3.この契約の共済期間満了日は、契約日の1年後の応当日の前日とします。
- 4.この契約の共済期間は、責任開始日から共済期間満了日までとします。
- 5.第1項から第4項の日時は、日本国の標準時によるものとします。(以下、この約款において同様とします。)
- 6.共済期間外に生じた事由に対しては、当組合は、共済金を支払いません。

第6条 <共済証券>

当組合がこの契約の申込みを承諾したときは、当組合は、共済契約者に対し、以下の各号の事項を記載した共済証券を発行します。

- (1)この共済の名称
- (2)会員ID
- (3)共済契約者兼被共済者の氏名、性別、住所および生年月日
- (4)契約日、責任開始日
- (5)加入口数
- (6)共済金の種類および共済金額
- (7)共済掛金の額
- (8)当組合の名称および所在地
- (9)共済加入証書の発行日

第2章 お支払いする共済金に関すること

第7条 <共済金額および支払限度>

この共済の共済金額および支払限度は、共済金の種類ごとに、以下に定めます。

(1)入院共済金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が日本国内において、共済期間中に以下の各号のいずれにも該当する入院をしたこと ①責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする入院 ②病院または診療所における入院	入院共済金日額 ×入院日数 =入院共済金	1回の入院につき、180日間で上限90日とします。また、それぞれ通算支払日数については、無制限となります。

(2)通院

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が、日本国内において共済期間中に以下の各号のいずれにも該当する通院をしたこと ①責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療により、通院開始日からその日を含めて120日以内の期間の通院 ②病院または診療所への通院	通院共済金日額 ×通院日数 =通院共済金	1事由につき30日とします。なお、通算支払限度は無制限とします。

(3)骨折・アキレス腱断裂

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が日本国内において、共済期間中に被共済者が骨折・アキレス腱断裂(当該事故の日から180日以内に診断されること要します)したとき。ただし、整骨院・鍼灸マッサージは含みません。	あらかじめ設定した金額をお支払します。	1事由につき1回3万円の見舞金お支払いを上限とします。

第8条<共済金を支払う場合>

(1)当組合は、被共済者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故(注1)によってその身体に被った傷害に対して、共済金を支払います。

(2)(1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注2)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注1)急激かつ偶然な外来の事故。以下「事故」といいます。

(注2)中毒症状。継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます

第9条<保障のお取り扱いについて>

(1)事故は、日本国内で生じた事故に限ります。

(2)第7条(1)から(3)の種類においては、以下の各号のとおり取扱います。

①同一の傷害(医学上重要な関係があると認められる一連の傷害は、傷害名を異にする場合であっても、これを同一の傷害として取扱います。以下同様とします。)を直接の原因とする入院が2回以上あった場合には、それぞれの入院を別の入院としては取扱わないで、それぞれの入院日数を通算し、継続した1回の入院として取扱います。ただし、入院共済金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含め180日経過した日以降に開始した入院については、新たな入院とみなします。

②傷害を直接の原因とする入院が開始された時に異なる傷病を併発していた場合、またはその入院中に異なる傷病を併発した場合でも、その入院が開始された直接の原因となった傷害による継続した1回の入院として取扱います。

③骨折・アキレス腱断裂において原因が同じ傷害はそれぞれを別の事由として取り扱わないで、1事由として取り扱います。

④美容上の処置、不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等、不慮の事故による傷害の治療以外の目的での入院は、入院とみなしません。

⑤当組合が入院共済金を支払う場合、以下の各号によるときは、当組合は、被共済者の入院日数よりその対象となる日数を差引いて入院共済金を支払います。

ア.入院中に外泊またはこれに準ずる外出(医師の許可の有無を問いません。)をした場合

イ.入院中において家事等日常生活に支障がないと判断される場合

7.被共済者の入院中に入院共済金日額が変更となった場合には、当組合は、各日現在の入院共済金日額に応じて入院共済金を支払います。

⑥被共済者が入院をしている日に通院したときは、通院原因と入院原因とが同一であると否にかかわらず、通院共済金は支払いません。

⑦被共済者が同一の日に2回以上の通院をしたとき、または2以上の事由の治療を目的に1回の通院をしたときは、重複して通院共済金は支払いません。

第10条<共済金を支払わない場合—その1>

(1)当組合は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって

生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

①共済契約者または被共済者の故意または重大な過失

②共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合は、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎりです。

③被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④被共済者が次のア. からウ. までのいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格(注1)を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥被共済者の妊娠、出産、早産または流産

⑦被共済者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当組合が共済金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、共済金を支払います。

⑧被共済者に対する刑の執行

⑨戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)

⑩地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫⑨から⑩までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬⑩以外の放射線照射または放射能汚染

(2)当組合は、被共済者が頸けい部症候群(注5)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、共済金を支払いません。

(注1)「運転資格」運転する地における法令によるものをいいます。

(注2)「暴動」群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3)「核燃料物質」使用済燃料を含みます。

(注4)「核燃料物質」(注5)によって汚染された物原子核分裂生成物を含みます。

(注5)「頸けい部症候群」いわゆる「むちうち症」をいいます。

第11条<共済金を支払わない場合—その2>

当組合は、被共済者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、共済契約者があらかじめこれらの行為に対応する当組合所定の共済料を支払っていない場合は、共済金を支払いません。

①被共済者が別表1に掲げる運動等を行っている間

②被共済者が次のア. からウ. までのいずれかに該当する間

ア. 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、共済金を支払います。

イ. 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により

乗用車を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、共済金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第12条<他の身体の障害または疾病の影響>

(1)被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当組合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2)正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条(共済金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第13条<共済契約の無効>

次の場合は、共済契約は無効とします。

(1)共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合。

第14条<共済契約の取消し>

共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当組合が共済契約を締結した場合は、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

第15条<重大事由による解除>

(1)当組合は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由がある場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

①共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、当組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②被共済者または共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③共済契約者が、次のア. からオ. までのいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④他の共済契約等との重複によって、被共済者に係る共済金額、入院共済金日額、通院共済金日額等の合計額が著しく過大となり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤①から④までに掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当組合のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2)当組合は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約(注2)を解除することができます。

①被共済者が、(1)の③のア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。

②被共済者に生じた傷害に対して支払う共済金を受け取るべき者が、(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当すること。

(3)①または②の規定による解除が傷害(注3)の発生した後になされた場合であっても、第21条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の①から⑤までの事由または(2)の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害(注3)に対しては、当組合は、共済金(注4)を支払いません。この場合において、既に共済金(注4)を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求

することができます。

(注1)「反社会的勢力」暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2)「共済契約」その被共済者に係る部分にかぎります。

(注3)「傷害」(2)の規定による解除がなされた場合は、その被共済者に生じた傷害をいいます。

(注4)「共済金」(2)の②の規定による解除がなされた場合は、共済金を受け取るべき者のうち、(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。

第16条<共済金の請求>

(1)共済金受取人は、次の書類または証拠のうち当組合が求める物を提出することにより、当組合に対して共済金の請求を行うことができます。

①共済金請求書兼同意書

②通院状況申請書

③診療報酬点数明細書など公的機関から発行される診療内容や処置内容等の詳細が確認できる書面または診断書

④その他必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当共済が判断し求めるもの

別表1 <共済金を支払わない場合—その2> ①の運動

山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1)「山岳登山」ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。

(注2)「航空機」グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3)「操縦」職務として操縦する場合を除きます。

(注4)「超軽量動力機」モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン)等を除きます。

5. 火災風水害地震補償共済『備えあれば憂いなし』

第1章 用語の定義

第1条〈用語の定義〉

この約款において使用する用語は、本約款集共通用語の定義および以下の定義によります。

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
警戒宣言	大震法第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、共済の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一共済契約者または被共済者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限りません。
全損	(建物の場合)建物の主要構造部の損害の額が、その建物の共済価額(注)の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、共済金を支払う場合の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注)門、塀または垣が共済の対象に含まれる場合であっても、これらの共済価額は含みません。 (生活用動産の場合)生活用動産の損害の額が、その生活用動産の共済価額の80%以上である損害をいいます。
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって共済の対象について生じた損害を含みます。
大地震	大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限りません。
建物の主要構造部	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条(用語の定義)第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。

第2条(共済契約者の範囲)

この共済の共済契約者は、当組合の組合員である方とします。

第3条(被共済者の範囲)

この共済の被共済者は、以下の各号の全てに該当する方のうち、当組合がこの共済の被共済者として認めた方とします。

- (1)契約日において18歳以上の方
- (2)日本国内に居住している方
- (3)共済契約者

第4条〈申込および口数の上限〉

1名義につき、建造物の登録は5申込までとする。また1申込につき2

口までを上限とする。

第5条〈責任開始日および、契約日および共済期間〉

この契約の責任開始日は以下の通りとします。

- (1)この共済に対する申込みがなされた日と目付第1回目の共済掛金が支払われた日の翌日0時から責任開始とする。尚、申込みにおいて定める提出物および告知内容に不備がある場合その限りではない。
- 2.この契約の契約日は、責任開始日の翌月1日とします。
- 3.この契約の共済期間満了日は、契約日の1年後の応当日の前日とします。
- 4.この契約の共済期間は、責任開始日から共済期間満了日までとします。
- 5.第1項から第4項の日時は、日本国の標準時によるものとします。(以下、この約款において同様とします。)
- 6.共済期間外に生じた事由に対しては、当組合は、共済金を支払いません。

第6条〈共済証券〉

当組合がこの契約の申込みを承諾したときは、当組合は、共済契約者に対し、以下の各号の事項を記載した共済証券を発行します。

- (1)この共済の名称
- (2)会員ID
- (3)共済契約者兼被共済者の氏名、性別、住所および生年月日
- (4)契約日、責任開始日
- (5)加入口数
- (6)共済金の種類および共済金額
- (7)共済掛金の額
- (8)当組合の名称および所在地
- (9)共済加入証書の発行日
- (10)テナント、テナント以外いずれかの契約区分
- (11)建築構造
- (12)被共済建造物の所在地

第2章 お支払いする共済金に関すること

第7条〈共済金額および支払限度〉

この共済の共済金額および支払限度は、共済金の種類ごとに、以下に定めます。

(1)火災

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が指定した日本国内の建物において共済期間中、火災により被害を被った場合	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	1事由につき1回をお支払上限とします。

(2)風水害

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が指定した日本国内の建物において共済期間中に、風水害(注1)(注2)により被害を被った場合	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	1事由につき1回をお支払上限とします。

(3)火災風水害による傷害

①入院一時金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度

被共済者が、日本国内において共済期間中の責任開始期以後に火災風水害により被った不慮の事故による傷害の治療により、5日以上入院を行ったとき	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	1事由につき1回のお支払限度とします。通算支払限度は無制限とします。
--	----------------------	------------------------------------

②骨折見舞金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が、日本国内において共済期間中の責任開始期以後に火災風水害により被った不慮の事故により骨折(当該事故の日から180日以内に診断されること要します)したとき	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	1事由につき1回をお支払上限とします。

③死亡一時金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が、日本国内において共済期間中に火災風水害により被共済者自身がケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	共済金額の全額をお支払いします。

(4)地震、津波による全壊被害見舞金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が、日本国内において共済期間中の責任開始期以後に地震津波により共済者が指定した建物が全壊したとき	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	共済金額の全額をお支払いします。

(注1)水災とは「台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災によって共済の対象が損害を受けたことをいいます。

(注2)風災とは「台風、突風、竜巻、暴風等の風災(洪水・高潮等を除きます。)」と定義し、この条項で共済金のお支払い対象とする風災とは異常気象と呼べるようなものに限定します。

第3章 お支払いする共済金に関すること-火災風水害

第8条<共済の目的の範囲>

- (1)共済の目的となる物は、金銭に見積もることができ、日本国内の建物(住宅または事務所・店舗その他これに類する用途を兼ねる住宅で実施規則に定めるものに限る。また、賃貸借契約による建物も含める)
- (2)当組合は、火災、風水害によって共済の対象について生じた損害が全損、半損に該当する場合は、この約款に従い、共済金を支払います。
- (3)建物を共済の目的とする場合において、次に掲げる物は、共済の目的に含まれているものとする。
- ①畳、建具その他の建物の従物並びに電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他これらに準ずる建物の付属設備
- ②建物に付属する門、塀、垣(生垣を除く。)その他の工作物並びに建物に付属する物置、納屋その他これらに準ずる付属建物
- (4)前各項の規定にかかわらず、次に掲げる物は、共済の目的に含まれていないものとする。

- ①営業目的に使用している物置、納屋その他の付属建物
- ②通貨、有価証券、預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含む。)、印紙、切手その他これらに準ずる物
- ③貴金属、宝石、宝玉その他の貴重品並びに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品
- ④稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ⑤営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他の物
- ⑥自動車、自動二輪(総排気量125ccを超えるもの)
- ⑦家畜、家禽、庭木、盆栽などの動植物その他これらに準ずる物

第9条<共済契約締結の単位>

共済契約は、共済の目的となる所有する建物1棟または同一の居住する動産ごとに締結するものとする。

第10条<共済期間>

共済期間は、共済契約の効力が生じた日または更新の日から1年間とする。

第11条<共済契約の無効>

- (1)共済契約は、次の場合には無効とする。
- ①共済の目的が第8条(共済の目的の範囲)に定める共済の目的の範囲外である共済契約を締結したとき
- ②共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者(共済契約者と生計を一にする親族を含む。)に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結したとき
- (2)第1項第2号の規定により共済契約が無効であった場合において、当組合はすでに払い込まれた共済掛金を払い戻さないものとする。
- (3)第1項および第2項の規定により共済契約が無効であった場合において、当組合はすでに支払った共済金を請求することができるものとする。

第12条<重大事由による解除>

当組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、将来に向かって共済契約を解除することができる。

- (1)共済契約者、被共済者(死亡共済金の場合を除く。)または共済金受取人が、当組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として故意に支払事由を発生させ、または発生させようとした場合
- (2)被共済者または共済金受取人が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合

第13条<共済契約の消滅>

- (1)共済契約の成立後、次の事実が発生した場合には、共済契約は、その発生した日において消滅する。
- ①共済の目的が滅失したこと
- ②共済の目的が解体されたこと

第14条<詐欺または強迫による取消し>

共済契約の締結に際して共済契約者、被共済者または共済金受取人に詐欺または強迫の行為があったときは、当組合は共済契約を取り消すものとし、すでに払い込まれた共済掛金は払い戻さない。

第15条<共済金の支払請求および支払い>

- (1)共済契約者、被共済者、共済金受取人は、共済事故の発生を知ったときは、遅滞なくその旨を当組合に通知しなければならない。

(2)被共済者および共済金受取人は、当組合の定める共済金支払請求書に実施規則に定める「共済金支払請求の場合の提出書類」および当組合が特に必要と認める書類を添付して、遅滞なく当組合に提出するものとする。

(3)前項の共済金支払請求書の添付書類は、当組合が正当な理由があると認めるときは、その全部または一部の提出を省略することができるものとする。

(4)被共済者は、第1項および第2項において、他の契約に関する事実の有無およびその内容(すでに当該契約から共済金等の支払いを受けた場合には、その事実を含む。)を当組合に通知しなければならない。

(5)被共済者および共済金受取人が正当な理由がなく第1項または前項の規定に違反したとき並びに第2項の書類に不実のことを記載し、あるいは当該書類またはその共済事故にかかる証拠を偽造し、もしくは変造したときは、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払うものとする。

(6)当組合は、第1項および第2項に基づく請求を受けた場合には、共済金の請求に必要な書類が当組合の事務所等に到着した日の翌日からその日を含めて30日以内に、共済金の支払事由または共済金が支払われない事由の有無、損害額、共済契約の無効、解除または取消事由の有無その他当組合が支払うべき共済金の額を確定するために必要な確認または調査を終え、当組合の指定する場所において共済金を支払うものとする。

(7)当組合は、前項において次の各号のいずれかに該当し、同項に定める日までに必要な確認または調査ができない場合には、前項にかかわらず、共済金の請求に必要な書類が当組合の事務所等に到着した日の翌日からその日を含めて次の各号に定める日数(複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最長の日数)が経過する日を共済金の支払うべき期限とする。

なお、この場合には、当組合は、確認または調査が必要な事項およびその確認または調査を終えるべき時期を共済金を請求した者(被共済者または共済金受取人の代表者)に対して通知するものとする。

①鑑定機関、検査機関その他の専門機関による鑑定・審査・診断等が必要な場合 90日

②警察、検察等の捜査機関または裁判所、消防その他公の機関による捜査・調査等の結果を得る必要がある場合 180日

③弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を行う必要がある場合 90日

④病院等の医療機関または医師、歯科医師等への面談または書面等による確認または調査が必要な場合 90日

⑤災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域において、確認または調査が必要な場合 60日

⑥災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震もしくは中部・近畿圏の内陸地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合 360日

(8)当組合は、第6項または第7項の確認または調査に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由がなくこの調査等を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含む。)、これにより確認または調査が遅延した期間については、同項の期間に算入しないものとする。

第16条<損害の防止義務および損害防止費用>

共済契約関係者は、共済の目的につき火災等、風水害等または地震等によって損害が生じた場合、あるいは損害の原因が発生した場合に

は、生命に危険のあるときを除き、損害の発生および拡大の防止に努めなければならない。

第17条<被害物の検査等>

当組合は、共済の目的につき火災等、風水害等または地震等によって損害が生じた場合において、その損害の額および共済の目的の価額を決定するため必要があるときは、当該共済の目的を検査し、類別し、または一時他に移転することができる。

第18条<共済金支払い後の支払額>

共済の目的につき火災等、風水害等または地震等によって損害が生じた場合において、当組合が共済金を支払った場合においても、第11条<共済契約の無効>に該当する場合を除き、当該共済金額は変わらないものとする。

第19条<基本共済金を支払わない場合>

(1)当組合は、次に掲げる事由によって生じた損害または死亡もしくは重度障害に対しては、前条(基本共済金)の基本共済金を支払わない。

①共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失
②共済契約者と生計を一にする親族の故意または重大な過失(その者が共済契約者に共済金を取得させる意思を有しなかったことを共済契約者が証明した場合を除く。)

③共済の目的である物の紛失または盗難

(2)当組合は、次に掲げる事由によって生じた損害または死亡もしくは重度障害(これらの事由によって発生した共済事故が延焼または拡大して生じた損害または死亡もしくは重度障害、および発生原因のいかなる問わぬ共済事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または死亡もしくは重度障害を含む。)に対しては、前条(基本共済金)の基本共済金を支払わない。

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。以下同じ。)

②核燃料物質(使用済燃料を含む。以下同じ。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。以下同じ。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

第4章 お支払いする共済金に関すること-地震

第20条<共済金を支払う場合>

(1)当組合は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、共済の対象について生じた損害が全損、半損に該当する場合は、この約款に従い、共済金を支払います。

(2)地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(注)に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして共済金を支払います。

(注)一時的に居住不能となった場合を除きます。

第21条<共済金を支払わない場合>

(1)当組合は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

①共済契約者、被共済者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

②被共済者でない者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合に

おいては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注 1)

④核燃料物質(注 2)もしくは核燃料物質(注 2)によって汚染された物(注 3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注 1)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注 2)使用済燃料を含みます。

(注 3)原子核分裂生成物を含みます。

(2)当組合は、地震等が発生した日の翌日から起算して 10 日を経過した後に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

第 22 条<共済の対象建物が区分所有建物である場合>

(1)共済の対象の範囲

①この共済契約における共済の対象は、この共済契約が付帯されている共済契約の共済の対象のうち、専有部分もしくは共用部分に限られます。

(注)居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、共済の対象に含まれません。

②①の共用部分が共済の対象である場合において、この共済契約が付帯されている共済契約の共済の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この共済契約の共済の対象に含まれます。

第 22 条<共済の対象建物が区分所有建物ではない場合>

当組合は、共済金として次の金額を支払います。共済の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その共済の対象の共済金額に相当する額を支払います。ただし上限金額は共済価額を限度とします。

第 23 条<共済金支払いについての特則>

(1)地震共済法第 4 条(共済金の削減)の規定により当組合が支払うべき共済金を削減するおそれがある場合は、当組合は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき共済金の一部を概算払、支払うべき共済金が確定した後に、その差額を支払います。

(3)地震共済法第 4 条(共済金の削減)の規定により当組合が支払うべき共済金を削減する場合には、当組合は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を共済金として支払います。

第 24 条<共済金の請求>

(1)共済金受取人は、次の書類または証拠のうち当組合が求める物を提出することにより、当組合に対して共済金の請求を行うことができます。

①共済金請求書兼同意書

②罹災証明書

③共済対象建造物の修理見積書および領収書

④診療報酬点数明細書など公的機関から発行される診療内容や処置内容等の詳細が確認できる書面または診断書

⑤損害の状況が確認できる写真など

⑥その他必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当共済が判断し求めるもの

第 25 条<2 回以上の地震の取り扱い>

この共済契約においては、72 時間以内に生じた 2 回以上の地震等は、これらを一括して 1 回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第 26 条<通知義務>

【共済の対象建物が区分所有建物でない場合】

(1)共済契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を当組合に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当組合への通知は必要ありません。

①共済の対象である建物または共済の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。

②共済の対象を他の場所に移転したこと。

③アおよびイのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。

(注)告知事項のうち、共済契約締結の際に当組合が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【共済の対象建物が区分所有建物である場合】

(1)共済契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合は、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を当組合に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当組合への通知は必要ありません。

①共済の対象である専有部分の構造または用途を変更したこと。

②共済の対象を他の場所に移転したこと。

③アおよびイのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。

(注)告知事項のうち、共済契約締結の際に当組合が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2)(1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(3)(2)の規定は、当組合が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月を経過した場合または危険増加が生じた時から 5 年を経過した場合には適用しません。

(4)(2)の規定による解除が第 20 条(共済金を支払う場合)の事故による共済金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第 32 条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第 20 条の事故による共済金を支払うべき損害に対しては、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第 20 条(共済金を支払う場合)の事故による共済金を支払うべき損害については適用しません。

【共済の対象建物が区分所有建物でない場合】

(6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって共済の対象または共済の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

【共済の対象建物が区分所有建物である場合】

(6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって共済の対象である専有部分もしくは共用部分または共済の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合(注)には、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(注)共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(7)(6)の規定による解除が第20条(共済金を支払う場合)の事故による共済金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第32条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した第20条の事故による共済金を支払うべき損害に対しては、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

第27条<共済契約者の住所変更>

共済契約者が共済証券記載の住所または通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を当組合に通知しなければなりません。

第28条<共済契約の無効>

(1)警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条(地震防災対策強化地域の指定等)第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する共済の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日(注)までの間に締結された共済契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時まで締結されていた共済契約の期間満了に伴い、被共済者および共済の対象を同一として引き続き締結された共済契約については、効力を有します。この場合において、その共済契約の共済金額が直前に締結されていた共済契約の共済金額を超過したときは、その超過した部分については共済契約は無効とします。

(注)その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震共済審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第29条<共済契約の失効>

(1)共済契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に共済契約は効力を失います。

①共済の対象の全部が滅失した場合。

(2)おのおの別に共済金額を定めた共済の対象が2つ以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第30条<共済契約の取消し>

共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって当組合が共済契約を締結した場合には、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

第31条<重大事由による解除>

(1)当組合は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

①共済契約者または被共済者が、当組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②被共済者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③共済契約者または被共済者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

①から③までに掲げるもののほか、共済契約者または被共済者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当組合のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2)(1)の規定による解除が第2条(共済金を支払う場合)の事故による共済金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による共済金を支払うべき損害に対しては、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(3)共済契約者または被共済者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害については適用しません。

第32条<共済契約解除の効力>

共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第30条<共済料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合>

(1)告知事項より告げられた内容が事実と異なる場合において、共済料率を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済料率と変更後の共済料率との差に基づき計算した共済料を返還または請求します。

(2)危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、共済料率を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済料率と変更後の共済料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対し日割をもって計算した共済料を返還または請求します。

(注)共済契約者または被共済者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3)当組合は、共済契約者が(1)または(2)の規定による追加共済料の支払を怠った場合(注)は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(注)当組合が、共済契約者に対し追加共済料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

または(2)の規定による追加共済料を請求する場合において、(3)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生

じた時より前に発生した第 20 条(共済金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

(6)(1)および(2)のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を当組合に通知し、承認の請求を行い、当組合がこれを承認する場合において、共済料を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済料と変更後の共済料との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済料を返還または請求します。

(7)(6)の規定による追加共済料を請求する場合において、当組合の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当組合は、追加共済料領収前に生じた事故による損害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この共済契約に適用される普通共済約款および特約に従い、共済金を支払います。

第 33 条 <共済料の返還－無効、失効等の場合>

(1) 共済契約が無効となる場合には、当組合は、共済料を返還しません。

(2) 共済契約の全部または一部が無効となる場合には、当組合は、その無効となる共済金額に対応する共済料を返還します。

(3) 共済契約が失効となる場合には、当組合は、未経過期間に対し日割をもって計算した共済料を返還します。

第 34 条 <事故の通知>

(1) 共済契約者または被共済者は、共済の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の共済契約の有無および内容(注)を当組合に遅滞なく通知しなければなりません。

(注)既に他の共済契約から共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 共済の対象について損害が生じた場合は、当組合は、その共済の対象もしくはその共済の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被共済者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

(3) 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第 35 条 <損害防止義務>

共済契約者または被共済者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第 36 条 <共済金の支払時期>

(1) 当組合は、請求完了日(注 1)からその日を含めて 30 日以内に、当組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実

② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注 2)および事故と損害との関係

④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了(注 3)の事由に該当する事実の有無

(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当組合は、請求完了日(注 1)か

らその日を含めて次に掲げる日数(注 2)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。

①(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注 3) 180 日

②(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日

③ 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日

④ 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365 日

⑤(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

(注 1)被共済者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日を行います。

(注 2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注 3)弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 37 条 <時効>

共済金請求権は、共済金の請求に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

6. 携行品補償/生活賠償共済『スマイルアシスト』

第1条〈用語の定義〉

この約款において使用する用語は、本約款集共通用語の定義および以下の定義によります。

用語	定義
修理費	損害が発生した地および時において、損害が発生した共済の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、共済の対象の復旧に際して、当組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 (注)定期券は含みません。
被共済者	この特約により補償を受ける者であって、共済証券に記載された被共済者をいいます。
共済金額	共済証券に記載されたこの特約の共済金額で、当組合が支払う共済金の限度額をいいます。
共済の対象	この特約により補償される物としてこの特約で定めるものをいいます。
身の回り品	被共済者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産をいいます。なお、旅行行程開始前に被共済者がその旅行のために他人から無償で借りた物を含みます。

第2条〈共済契約者の範囲〉

この共済の共済契約者は、当組合の組合員である方とします。

第3条〈被共済者の範囲〉

(1)この共済の被共済者は、以下の各号の全てに該当する方のうち、当組合がこの共済の被共済者として認めた方とします。

- ①契約日において18歳以上の方
- ②日本国内に居住している方
- ③共済契約者

(2)またこの契約に家族特約を付帯する場合の被共済者の範囲は次の通りです。

- ①本人
 - ②本人の配偶者
 - ③本人またはその配偶者の同居の親族
 - ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。
- (注) なお、被共済者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第4条〈申込および口数の上限〉

1名義につき2口までの申込みを上限とする。

第5条〈責任開始日および、契約日および共済期間〉

この契約の責任開始日は以下の通りとします。

- (1)この共済に対する申込みがなされた日且つ第1回目の共済掛金が支払われた日の翌日0時から責任開始とする。尚、申込みにおいて定める提出物および告知内容に不備がある場合その限りではない。
- 2.この契約の契約日は、責任開始日の翌月1日とします。
- 3.この契約の共済期間満了日は、契約日の1年後の応当日の前日としま

す。

- 4.この契約の共済期間は、責任開始日から共済期間満了日までとします。
- 5.第1項から第4項の日時は、日本国の標準時によるものとします。(以下、この約款において同様とします。)
- 6.共済期間外に生じた事由に対しては、当組合は、共済金を支払いません。

第6条〈共済証券〉

当組合がこの契約の申込みを承諾したときは、当組合は、共済契約者に対し、以下の各号の事項を記載した共済証券を発行します。

- (1)この共済の名称
- (2)会員ID
- (3)共済契約者兼被共済者の氏名、性別、住所および生年月日
- (4)契約日、責任開始日
- (5)加入口数
- (6)共済金の種類および共済金額
- (7)共済掛金の額
- (8)当組合の名称および所在地
- (9)共済加入証書の発行日

第7条〈共済金額および支払限度〉

この共済の共済金額および支払限度は、共済金の種類ごとに、以下に定めます。

(1)携行品損害

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が偶然な事故によって共済の対象に損害を被ったとき	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	修理：1事由での上限金額を10万円とします 修理不能：1事由での上限金額を1万円とし、契約日から起算して1年に1回の支払いを上限とします

(2)対人死亡

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が他人を死亡させたとき	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	1事由での上限金額を100万円とします

(3)対人傷害

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が他人に傷害を負わせたとき治療費をお支払いします	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	1事由での上限金額を10万円とします

(4)対物破損

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が他人の所有する財物を損壊したとき	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	修理：1事由での上限金額を10万円とします 修理不能：1事由での上限金額を1万円とし、契約日から起算して1年に1回の支払いを上限と

		します
--	--	-----

(5)海外アトラクション死亡・ケガ

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が海外旅行中に傷害を負ったとき。またはその後死亡したとき	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	死亡1事由での上限金額を100万円とします。 ケガ1事由での支払い上限を5万円とします。

第2章 お支払いする共済金に関すること－携行品補償

第8条<この特約の適用条件>

この特約は、共済証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第9条<共済の対象およびその範囲>

- (1)共済の対象は、被共済者の身の回り品とします。
(2)本条(1)の身の回り品が居住施設内(注1)にある間は、共済の対象に含まれません。
(3)本条(1)の規定にかかわらず、次の①から⑩までに掲げる物は、共済の対象に含まれません。
①通貨、小切手、株券、手形、定期券、その他の有価証券(注2)、印紙、切手その他これらに類する物
②預金証書または貯金証書(注3)、クレジットカード、運転免許証(注4)その他これらに類する物(注5)
③稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物
④船舶(注6)、自動車等(原動機付き自転車を含みます)および自転車、これらの付属品
⑤被共済者が別表1に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具およびウインドサーフィン、サーフィンその他これらに類する運動を行うための用具
⑥義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器その他これらに類する物
⑦携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン、タブレットその他これらに類するもの
⑧動物および植物
⑨漁具
⑩商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等
⑪ラジコン模型、ドローン、データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑫その他共済証券に共済の対象に含まない旨記載された物
(注1)居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被共済者が居住している戸室内をいいます。
(注2)乗車券等については、共済の対象に含まれます。
(注3)通帳およびキャッシュカードを含みます。
(注4)自動車等の運転免許証については共済の対象に含まれます。
(注5)パスポートについては、共済の対象に含まれます。
(注6)ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含みます。
(4)(3)において令和5年1月4日対象外となるものを改めて詳細に記載

第10条<共済金を支払う場合>

当組合は、被共済者が偶然な事故によって共済の対象について被った損害に対して、共済金を支払います。

第11条<共済金を支払わない場合>

当組合は、次の①から⑭までのいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、共済金を支払いません。

- ①共済契約者または被共済者の故意または重大な過失
②携行品損害共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失
③被共済者が次のア.からウ.までのいずれかに該当する間に発生した事故
ア.法令に定められた運転資格(注1)を持たないで自動車等を運転している間
イ.道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
⑤核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑥上記④もしくは⑤の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
⑦上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染
⑧差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のア.またはイ.のいずれかに該当する場合はこの規定を適用しません。
ア.火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
イ.施錠された被共済者の手荷物、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
⑨共済の対象の欠陥。ただし、共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害については、この規定を適用しません。
⑩共済の対象の自然の消耗もしくは劣化(注4)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
⑪共済の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または共済の対象の汚損(注5)であって、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないもの
⑫共済の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の共済の対象に発生した損害については、この規定を適用しません。
⑬共済の対象の置き忘れまたは紛失
⑭偶然な外来の事故に直接起因しない共済の対象の電氣的事故または機械的の事故。ただし、偶然な外来の事故に起因しない共済の対象の電氣的事故または機械的の事故によって発生した火災による損害については、この規定を適用しません。
(注1)運転する地における法令によるものをいいます。
(注2)核燃料物質には使用済燃料を含みます。
(注3)核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂生成物を含みます。
(注4)日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
(注5)落書きによる汚損を含みます。

第12条<損害の額の決定>

- (1)当組合が携行品損害共済金として支払うべき損害の額は、共済価額によって定めます。
(2)共済の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が発生したときは、その損害がその共済の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、本条(1)の規定によって損害の額を決定します。

(3)本条(1)から(2)までの規定によって計算された損害の額が、その損害が発生した共済の対象の共済価額を超える場合は、その共済価額をもって損害の額とします。

(4)本条(1)から(3)までの規定にかかわらず、共済の対象が自動車等の運転免許証の場合には、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害の額とします。

(5)共済の対象の1個、1組または1対について損害の額が10万円を超える場合は、当組合は、そのものの損害の額を10万円とみなします。ただし、共済の対象が乗車券等である場合において、共済の対象の損害の額の合計額が5万円を超えるときは、当組合は、それらのものの損害の額を5万円とみなします。

第13条<事故発生時の義務等>

(1)共済契約者、被共済者または携行品損害共済金を受け取るべき者は、共済の対象について第6条<共済金を支払う場合>の損害が発生したことを知った場合には、次の①から⑥までの義務を履行しなければなりません。

①損害の発生および拡大の防止に努めること。

②次のア、およびイ、の事項を共済事故の発生日からその日を含めて30日以内に、当組合に通知すること。この場合において、当組合が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

ア、事故発生日時、場所および事故の状況ならびに損害の程度

イ、事故発生日時、場所または状況について、証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

③他人に損害賠償の請求(注2)をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。

④上記①から⑤までのほか、当組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当組合が行う損害の調査に協力すること。

(2)共済契約者、被共済者または携行品損害共済金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条(1)①から⑥までの義務に違反した場合は、当組合は、次の①から③までに掲げる金額を差し引いて共済金を支払います。

①本条(1)①の義務に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

②本条(1)②、③、⑤または⑥の義務に違反した場合は、それによって当組合が被った損害の額

③本条(1)④の義務に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

(3)共済契約者、被共済者または携行品損害共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)②、⑤もしくは⑥の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第14条<共済金の請求>

(1)この特約にかかる共済金の当組合に対する共済金請求権は、事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第15条<共済金の請求>

(1)共済金受取人は、次の書類または証拠のうち当組合が求める物を提出することにより、当組合に対して共済金の請求を行うことができます。

①共済金請求書兼同意書

②共済の対象の修理見積書および領収書(注1)

③共済の対象の修理不能証明書(注2)

④共済の対象の損害の状況が確認できる写真など

⑤その他必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当共済が判断し求めるもの

(注1)共済の対象物を修理した場合に提出を求めます。

(注2)共済の対象物が修理不可能な場合に求めます。

第16条<被害物の調査>

共済の対象について損害が発生した場合は、当組合は、共済の対象および損害の調査と関連して必要となる事項を調査することができます。

第17条<残留物の所有権について>

当組合が携行品損害共済金を支払った場合でも、共済の対象の残存物の所有権その他の物権は、当組合が所有権を取得する旨の意思を表示しないかぎり、被共済者が有するものとします。

第3章 お支払いする共済金に関すること-生活賠償

第18条<共済金をお支払いする主な場合>賠償責任の補償

日本国内において、被共済者が次の(1)から(4)までのいずれかの事由によりの損害賠償責任を負った場合

(1)住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合

(2)被共済者の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合

(3)日本国内で受託した財物(受託品)を壊したり盗まれた場合

(4)誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(注)を運行不能にさせた場合

(注)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

(5)この契約における被共済者は以下の通りです。

①本人

②本人の配偶者

③本人またはその配偶者の同居の親族

④本人またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。

(注)なお、被共済者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(6)次の物は「受託品」に含まれません。

①携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品

②コンタクトレンズ・眼鏡・サングラス・補聴器

③義歯・義肢その他これらに準ずるもの

④動物、植物

⑤自動車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品

⑥船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付き自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品

⑦通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿

⑧貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品

⑨クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずるもの

⑩ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品

⑪山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を

行っている間のその運動等のための器具

⑫データやプログラム等の無形物

⑬漁具

⑭1個もしくは1組または1対で100万を超えるもの

第19条<共済金をお支払いしない主な場合>

①故意

②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)核燃料物質等による損害

③地震、噴火またはこれらによる津波

④被共済者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任

⑤被共済者およびその被共済者と同居する親族に対する損害賠償責任

⑥受託品を除き、被共済者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して不担する損害賠償責任

⑦心神喪失に起因する損害賠償責任

⑧被共済者または被共済者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

⑨航空機、船舶および自動車・原動機付き自転車の車両(注1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

⑩環境汚染に起因する損害賠償責任

⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害

⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害

- ・被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
- ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
- ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故
- ・置き忘れ(注2)または紛失
- ・詐欺または横領
- ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹込み
- ・受託品が受託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取

(注1)次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。

①主たる原動力が人力であるもの

②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート

③身体障がい者専用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

(注2)共済の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

第20条<共済金の請求>

(1)共済金受取人は、次の書類または証拠のうち当組合が求める物を提出することにより、当組合に対して共済金の請求を行うことができます。

①共済金請求書兼同意書

②診療報酬点数明細書など公的機関から発行される診療内容や処置内容等の詳細が確認できる書面または診断書

③治療の領収書

④共済の対象の修理見積書および領収書(注1)

⑤共済の対象の修理不能証明書(注2)

⑥共済の対象の損害の状況が確認できる写真など

⑦死体検案書(注3)

⑧渡航歴がわかる書類(注4)

⑨その他必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当共済が判断し求めるもの

(注1)共済の対象物を修理した場合に提出を求めます。

(注2)共済の対象物が修理不可能な場合に提出を求めます。

(注3)被共済者の死亡保障を請求するときに提出を求めます。

(注4)海外で事由が発生したときに提出を求めます。

別表1 <共済の対象およびその範囲>

山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動

(注1)山岳登山とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます。

(注2)航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。

(注3)航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。

(注4)超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

7. 障がい者保障共済『あなたと共に』

第1章 用語の定義

第1条<用語の定義>

この約款において使用する用語は、本約款集共通用語の定義および以下の定義によります。

用語	定義
共済契約者	当組合とこの契約を締結する当事者をいいます。
被共済者	この契約の保障の対象となる方をいいます。
共済金受取人	この契約に基づき支払われる共済金を受取る方をいいます。
責任開始期(日)	この契約による当組合の保障責任が開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期が属する日を責任開始日といいます。
契約日	この契約が成立した日をいいます。
共済期間満了日	この契約による保障が終了する日をいいます。
共済期間	この共済の保障の対象となる期間をいいます。
通算共済期間	この契約の更新により継続する共済期間を通算した期間をいいます。
共済掛金	この契約に基づき、共済契約者が負担する掛金をいいます。
更新掛金	この契約が更新された場合に、共済契約者が負担する共済掛金をいいます。
病気	この契約に基づき支払われる病気を言います。別表1に掲げる異常分娩を含みます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
手術	治療を直接の目的として、器具を使い生体に切断、摘除等の操作(吸引、穿刺などの処置および神経ブロックを除きます。)を加えることをいい、この約款においては、別表2に掲げる手術に限ります。前述以外の手術については、公的医療共済制度に基づき別途判断します。

第2条<共済契約者の範囲>

この共済の共済契約者は、当組合の組合員である方とします。

第3条<被共済者の範囲>

この共済の被共済者は、以下の各号の全てに該当する方のうち、当組合がこの共済の被共済者として認めた方とします。

- (1)以下のいずれかに該当する方
- ①契約日において、満0歳から満79歳までの方
 - ②更新日において満84歳までの方
- (2)日本国内に居住している方
- (3)以下のいずれかに該当する方
- ①共済契約者
 - ②共済契約者の配偶者
 - ③①または②の方の法律上の3親等以内の親族

第4条<申込および口数の上限>

1名義につき2口までの申込みを上限とする。

第5条<責任開始日および、契約日および共済期間>

この契約の責任開始日は以下の通りとします。

- (1)この共済に対する申込みがなされた日と目つ第1回目の共済掛金が

支払われた日の翌日0時から責任開始とする。尚、申込みにおいて定める提出物および告知内容に不備がある場合その限りではない。

2.この契約の契約日は、責任開始日の翌月1日とします。

3.この契約の共済期間満了日は、契約日の1年後の応当日の前日とします。

4.この契約の共済期間は、責任開始日から共済期間満了日までとします。

5.第1項から第4項の日時は、日本国の標準時によるものとします。(以下、この約款において同様とします。)

6.共済期間外に生じた事由に対しては、当組合は、共済金を支払いません。

第6条<共済証券>

当組合がこの契約の申込みを承諾したときは、当組合は、共済契約者に対し、以下の各号の事項を記載した共済証券を発行します。

(1)この共済の名称

(2)会員ID

(3)共済契約者兼被共済者の氏名、性別、住所および生年月日

(4)契約日、責任開始日

(5)加入口数

(6)共済金の種類および共済金額

(7)共済掛金の額

(8)当組合の名称および所在地

(9)共済加入証書の発行日

第2章 お支払いする共済金に関すること

第7条<共済金額および支払限度>

この共済の共済金額および支払限度は、共済金の種類ごとに、以下に定めます。

(1)入院共済金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が日本国内において、共済期間中に以下の各号のいずれにも該当する入院をしたこと (1)責任開始期以後に開始した疾病または発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする入院 (2)病院または診療所における入院	入院共済金日額 ×入院日数 =入院共済金	1回の入院につき、病気30日ケガ30日とします。通算支払いは無制限とします。

(2)手術共済金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が日本国内において、共済期間中に、公的医療共済制度の手術料の算定対象として列挙されている手術を受けたときで、以下の各号のいずれにも該当する別表2に掲げる手術を受けたこと (1)責任開始期以後に開始した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする手術 (2)病院または診療所における手術	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	1事由につき1回の見舞金お支払いを上限とします。

(3)骨折見舞金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が日本国内において、責任開始日以降に被共済者が骨折(当該事故の日から180日以内に診断されること要します)したとき	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	1事由につき1回の見舞金お支払いを上限とします。

第8条<保障のお取り扱いについて>

- (1)事故は、日本国内で生じた事故に限ります。
- (2)加入時に提出を求める資料および書面にて確認ができる疾病や障がいにおいては、疾病の発生日が責任開始日より前であっても、入院の開始日および手術日が責任開始日以降であれば共済金をお支払いいたします。
- (3)加入時に提出を求める資料および書面にて確認ができない疾病や障がいにおいては、発生日(初診日)が責任開始日より前である場合共済金は支払いません。
- (4)第7条(1)から(3)の種類においては、以下の各号のとおり取扱います。
 - ①同一の傷病(医学上重要な関係があると認められる一連の傷病は、傷病名を異にする場合であっても、これを同一の傷病として取扱います。以下同様とします。)を直接の原因とする入院が2回以上あった場合には、それぞれの入院を別の入院としては取扱わないで、それぞれの入院日数を通算し、継続した1回の入院として取扱います。ただし、入院共済金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含め180日経過した日以降に開始した入院については、新たな入院とみなします。
 - ②傷病を直接の原因とする入院が開始された時に異なる傷病を併発していた場合、またはその入院中に異なる傷病を併発した場合でも、その入院が開始された直接の原因となった傷病による継続した1回の入院として取扱います。
 - ③美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等、疾病や不慮の事故による傷害の治療以外の目的での入院は、入院とみなしません。
 - ④責任開始日以後に開始した異常分娩のための入院は、当組合が認めた限りにおいて、入院とみなします。
 - ⑤当組合が入院共済金を支払う場合、以下の各号によるときは、当組合は、被共済者の入院日数よりその対象となる日数を差引いて入院共済金を支払います。
 - ア.入院中に外泊またはこれに準ずる外出(医師の許可の有無を問いません。)をした場合
 - イ.入院中において家事等日常生活に支障がないと判断される場合
 - 7.被共済者の入院中に入院共済金日額が変更となった場合には、当組合は、各日現在の入院共済金日額に応じて入院共済金を支払います。
 - ⑥妊娠中の方でもご加入できますが、異常分娩・悪阻等の入院は日額保障の50%の支払いとします。

第9条<共済金を支払わない場合>

- (1)当組合は、被共済者が第7条<共済金額および支払限度>および第8条<保障のお取り扱いについて>(1)(2)の規定に該当しても、次の条項に定める事由に該当した場合には、共済金は支払いません。
 - ①被共済者の故意
 - ②被共済者の犯罪行為
 - ③被共済者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで、または酒気帯びの状態、自動車または原動機付き自転車を運転している間に生じた事故
 - ④アルコール依存症、薬物依存症、泥酔状態での事故
 - ⑤正常分娩、正常妊娠
 - ⑥被共済者の原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち

症」をいいます。)または、腰痛、背痛で他覚症状のないもの

- ⑦地震、噴火または津波
- ⑧戦争、その他の変乱
- ⑨核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害特性による事故

第10条<共済金の請求>

(1)共済金受取人は、次の書類または証拠のうち当組合が求める物を提出することにより、当組合に対して共済金の請求を行うことができます。

- ①共済金請求書兼同意書
- ②診療報酬点数明細書など公的機関から発行される診療内容や処置内容等の詳細が確認できる書面または診断書
- ③領収書
- ④その他必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当共済が判断し求めるもの

別表

(厚生労働省指定のICD-10による記号を採用)

別表1 異常分娩

平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死亡統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」の分類項目中、以下に該当する病気

基本分類コード	分類項目
O80.1	自然骨盤位分娩
O81	鉗子分娩及び吸引分娩による単胎分娩
O82	帝王切開による単胎分娩
O83	その他の介助単胎分娩
O84	多胎分娩

別表2 保障の対象となる手術および給付表

「手術」とは治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1~92で、公的医療共済制度の手術料の算定対象の手術を指します。美容整形上の手術、病気を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは「病気やケガの治療を直接の目的とする手術」に該当しないため、公的医療共済制度の手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、手術共済金の支払対象となりません。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックも支払対象外となります。

下表手術番号1~92以外の手術については、前述の公的医療保険制度に基づき別途判断します。

分類	手術の種類
皮膚・乳房の手術	1.植皮術(25cm未満は除く。)
	2.乳房切断術
	3.乳腺腫瘍切除術
筋骨の手術(抜釘術は除く。)	4.骨移植術
	5.骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)
	6.頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)
	7.鼻骨観血手術(鼻中隔湾曲症手術を除く。)
	8.上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)
	9.脊椎・骨盤観血手術)
	10.鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術
	11.四肢切断術(手指・足指を除く。)
	12.切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)
	13.四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)
	14.筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・

	<p>結節腫・粘液腫手術(は除く。)</p>
呼吸器・胸部の手術	<p>15.慢性副鼻腔炎根本手術 16.喉頭全摘除術 17.気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの。) 18.胸郭形成術 19.縦隔腫瘍摘出術</p>
循環器・脾の手術	<p>20. 観血的血管形成術 (血液透析用外シャント形成術を除く。) 21. 静脈瘤根本手術 22. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術 (開胸・開腹術を伴うもの。) 23. 心膜切開・縫合術 24. 直視下心臓内手術 25. 体内用ペースメーカー埋込術 26. 脾摘除術</p>
消化器の手術	<p>27. 耳下腺腫瘍摘出術 28. 顎下腺腫瘍摘出術 29. 食道離断術 30. 胃切除術 31. その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。) 32. 腹膜炎手術 33. 肝臓・胆嚢・胆道・脾臓観血手術 34. ヘルニア根本手術 35. 虫垂切除術・盲腸縫縮術 36. 直腸脱根本手術 37.その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。) 38.痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)</p>
尿・性器の手術	<p>39.腎移植手術(受容者に限る。) 40.腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術 (経尿道的操作は除く。) 41.尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。) 42.尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く。) 43.陰茎切断術 44.辜丸・副辜丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術 45.陰嚢水腫根本手術 46.子宮広汎全摘除術 (単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。) 47.子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術 48.帝王切開娩出術 49.子宮外妊娠手術 50. 子宮脱・膣脱手術 51.その他の子宮手術(経膣的操作を除く。) 52.卵管・卵巣観血手術(経膣的操作を除く。) 53.その他の卵管・卵巣または子宮の経膣的操作による手術(人工妊娠中絶を除く。)</p>
内分泌器の手術	<p>54.下垂体腫瘍摘除術 55.甲状腺手術 56.副腎全摘除術</p>

神経の手術	<p>57.頭蓋内観血手術 58.神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。) 59.観血的脊髄腫瘍摘出術 60.脊髄硬膜内外観血手術</p>
感覚器・視器の手術	<p>61.眼瞼下垂症手術 62.涙小管形成術 63.涙嚢鼻腔吻合術 64.結膜嚢形成術 65.角膜移植術 66.観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術 67.虹彩前後癒着剥離術 68.緑内障観血手術 69.白内障・水晶体観血手術 70.白内障・水晶体手術(観血手術を除く。) 71.硝子体観血手術 72.網膜剥離症手術 73.レーザー・冷凍凝固による眼球手術 (レーシックを除く。また、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。) 74.眼球摘除術・組織充填術 75.眼窩腫瘍摘出術 76.眼筋移植術</p>
感覚器・聴器の手術	<p>77.観血的鼓膜・鼓室形成術 78.乳様洞削開術 79.中耳根本手術 80.内耳観血手術 81.聴神経腫瘍摘出術</p>
悪性新生物の手術	<p>82.悪性新生物根治手術 83.悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。) 84.新生物根治放射線照射(5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。) 85.上皮内癌手術 86.悪性新生物による乳房切除後の乳房再建術 87.その他の悪性新生物手術</p>
上記以外の手術	<p>88.上記以外の開頭術 89.上記以外の開胸術 90.上記以外の開腹術 91.衝撃波による体外結石破碎術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。) 92.ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)</p>

8. スマホ端末補償共済『スマスマ』

第1章 用語の定義

第1条〈用語の定義〉

この約款において使用する用語は、本約款集共通用語の定義および以下の定義によります。

用語	定義
この約款	この『日常生活トラブル見舞金「ビュッフェスタイル総合約款』』をいいます。
事故	第5条(共済金を支払う場合)に規定する損害が生じた事由をいいます。
自己負担額	契約内容確認証記載の金額をいいます。
修理費用	補償対象スマホを事故発生直前の状態に復旧するために修理または有償交換した際に被共済者が負担した修理費用をいい、修理に際し必要な調査、点検等の損害見積書に記載されている付属費用を含みます。
損害	第5条(共済金を支払う場合)に規定する費用を被共済者が負担したことをいいます。
調査費用	補償対象スマホを修理することができなかった場合に、被共済者が負担した調査、点検等の作業にかかる費用をいいます。
補償対象スマホ	契約内容確認証記載の補償対象物であるスマートフォン(充電器、イヤフォンおよび液晶保護フィルム等の付属品を除きます。)をいいます。

第2条(共済契約者の範囲)

この共済の共済契約者は、当組合の組合員である方とします。

第3条(被共済者の範囲)

この共済の被共済者は、以下の各号の全てに該当する方のうち、当組合がこの共済の被共済者として認めた方とします。

- (1)契約日において18歳以上の方
- (2)日本国内に居住している方
- (3)共済契約者

第4条〈申込および口数の上限〉

1名義につき、5申込を上限とする。また1申込につき口数の上限を1口まで、端末の登録を3端末までとする。

第5条〈責任開始日および、契約日および共済期間〉

この契約の責任開始日は以下の通りとします。

- (1)この共済に対する申込みがなされた日且つ第1回目の共済掛金が支払われた日の翌日0時から責任開始とする。尚、申込みにおいて定める提出物および告知内容に不備がある場合その限りではない。
- 2.この契約の契約日は、責任開始日の翌月1日とします。
- 3.この契約の共済期間満了日は、契約日の1年後の応当日の前日とします。
- 4.この契約の共済期間は、責任開始日から共済期間満了日までとします。
- 5.第1項から第4項の日時は、日本国の標準時によるものとします。(以下、この約款において同様とします。)
- 6.共済期間外に生じた事由に対しては、当組合は、共済金を支払いません。

第6条〈共済証券〉

当組合がこの契約の申込みを承諾したときは、当組合は、共済契約者に対し、以下の各号の事項を記載した共済証券を発行します。

- (1)この共済の名称
- (2)会員ID
- (3)共済契約者兼被共済者の氏名、性別、住所および生年月日
- (4)契約日、責任開始日

- (5)加入口数
- (6)共済金の種類および共済金額
- (7)共済掛金の額
- (8)当組合の名称および所在地
- (9)共済加入証書の発行日
- (10)端末名
- (11)IMEI番号

第2章 お支払いする共済金に関すること

第7条〈共済金額および支払限度〉

この共済の共済金額および支払限度は、共済金の種類ごとに、以下に定めます。

(1)修理

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払い限度
被共済者が指定した補償対象スマホが損傷し、被共済者が修理費用を負担したとき	以下の①②いずれかに応じて修理費用を支払います。 ①契約日から0～6カ月に発生した事由：修理費用の50%を支払います。 ②契約日から7カ月以降に発生した事由：100%を支払います。	①主端末：契約日から起算し、年間で最大10万円とします。 ②副端末：契約日から起算し最大で2万円とします。また、限度は1端末ごととします。

(2)修理不能

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が指定した補償対象スマホが損傷し、修理不能となったとき	以下の①②いずれかに応じてあらかじめ設定した金額を支払います。 ①契約日から0～6カ月に発生した事由：50%を支払います。 ②契約日から7カ月以降に発生した事由：100%を支払います。	主端末：1万5千円、副端末：5千円を契約日から起算し、1端末につき5年間で1回の支払いを上限とします。

第8条〈共済金を支払う場合〉

当組合は、破損・故障・水濡れ等の事由によって補償対象スマホが損傷し、被共済者が修理費用または調査費用を負担した場合に、この特約に従い、共済金を支払います。

第9条〈共済金を支払わない場合-その1〉

当組合は、共済金を支払わない場合に規定する損害のほか、次に掲げる事由によって生じた損害についても共済金を支払いません。

- ①補償対象スマホの自然の消耗もしくは劣化もしくは補償対象スマホの性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、ひび割れ、剥がれまたは自然発熱の損害その他類似の事由
- ②補償対象スマホの欠陥
- ③責任開始日より以前に発生していた画面割れ
- ④修理を目的としないバッテリー交換
- ⑤補償対象スマホに対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣
- ⑥国外で行った修理

第10条〈共済金を支払わない場合-その2〉

当組合は、補償対象スマホの平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみそ

の他外観上の損傷または汚損であって、補償対象スマホごとに、その補償対象スマホが有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、共済金を支払いません。

第 11 条<共済金の支払額>

(1) 当組合が第 8 条<共済金を支払う場合>の共済金として支払うべき額は、1 回の事故につき、契約内容確認証記載の共済金額を限度とします。

(2) 当組合が共済期間中において、既に第 8 条<共済金を支払う場合>に共済金を支払っていたときは、(1)に規定する共済金は、共済金額または共済期間通算共通支払上限額から既に支払った共済金の合計額を差し引いた残額のいずれか低い額を限度とします。

第 12 条<補償対象スマホの変更および追加>

(1) 補償対象スマホが変更および追加となる場合は、共済契約者は遅滞なく、その旨を当組合が定める申請書にて当組合に通知しなければなりません。また、責任開始日や契約日等の契約状況は引き継ぐものとします。

(2) 申込時に行わなかった副端末登録への追加端末登録は責任開始日から 1 カ月のみ受け付けます。

第 13 条<事故の通知>

(1) 共済契約者または被共済者は、事故が発生した場合は、損害の発生ならびに他の共済契約、保証等の有無および内容(注)を当組合に遅滞なく通知しなければなりません。

(2) 共済契約者または被共済者が、正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(注)他の共済契約、保証等の有無および内容既に他の共済契約、保証等から共済金等の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第 14 条<共済金の請求>

(1) 当組合に対する共済金請求権は、第 5 条(共済金を支払う場合)の事故が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被共済者が共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当組合が求めるものを電磁的方法等により提出しなければなりません。

① 共済金請求書兼同意書

② 補償対象スマホの損傷の状況および修理金額が記載されている損害見積書および領収書

③ 補償対象スマホの損傷状況が分かる画像等

④ 補償対象スマホの修理不能証明書

⑤ その他当組合が共済金の支払時期に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当組合が提示する電磁的記録において定めたもの

(3) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がいなるときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。

① 被共済者と同居または生計を共にする配偶者

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、被共済者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の 3 親等内の親族

(4) (3)の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、当組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けた場合

であっても、当組合は、共済金を支払いません。

(5) 当組合は、事故の内容等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第 15 条<共済契約の失効>

第 5 条<共済金を支払う場合>、およびこの共済契約に付帯された他の特約に規定する共済金の支払額の合計が共済期間通算共通支払上限額に達した場合は、共済契約は、共済期間通算共通支払上限額に達した共済金支払の原因となった事故の発生した時に終了します。

【改定】

1.2023 年 4 月 1 日

端末修理不能の支払い金額および支払い上限の改定

9. コロナ入院保障共済『スマコロ』

第1章 用語の定義

第1条〈用語の定義〉

この約款において使用する用語は、本約款集共通用語の定義および以下の定義によります。

用語	定義
この共済	この『日常生活トラブル見舞金「ビュッフエスタイル総合約款」』をいいます。
この契約	共済契約者と当組合がこの共済に関し締結する共済契約をいいます。
共済契約者	当組合とこの契約を締結する当事者をいいます。
被共済者	この契約の保障の対象となる方をいいます。
共済金受取人	この契約に基づき支払われる共済金を受取る方をいいます。
責任開始期(日)	この契約による当組合の保障責任が開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期が属する日を責任開始日といいます。
契約日	この契約が成立した日をいいます。
共済期間満了日	この契約による保障が終了する日をいいます。
共済期間	この共済の保障の対象となる期間をいいます。
通算共済期間	この契約の更新により継続する共済期間を通算した期間をいいます。
共済掛金	この契約に基づき、共済契約者が負担する掛金をいいます。
更新掛金	この契約が更新された場合に、共済契約者が負担する共済掛金をいいます。

第2条(共済契約者の範囲)

この共済の共済契約者は、当組合の組合員である方とします。

第3条(被共済者の範囲)

この共済の被共済者は、以下の各号の全てに該当する方のうち、当組合がこの共済の被共済者として認めた方とします。

- (1)加入年齢は無制限とします
- (2)日本国内に居住している方
- (3)共済契約者

第4条〈申込および口数の上限〉

1名義につき2口までの申込みを上限とする。

第5条〈責任開始日および、契約日および共済期間〉

この契約の責任開始日は以下の通りとします。

- (1)この共済に対する申込みがなされた日で見つ第1回目の共済掛金が支払われた日の翌日0時から責任開始とする。尚、申込みにおいて定める提出物および告知内容に不備がある場合その限りではない。
- 2.この契約の契約日は、責任開始日の翌月1日とします。
- 3.この契約の共済期間満了日は、契約日の1年後の応当日の前日とします。
- 4.この契約の共済期間は、責任開始日から共済期間満了日までとします。
- 5.第1項から第4項の日時は、日本国の標準時によるものとします。(以下、この約款において同様とします。)
- 6.共済期間外に生じた事由に対しては、当組合は、共済金を支払いません。

第6条〈共済証券〉

当組合がこの契約の申込みを承諾したときは、当組合は、共済契約者に対し、以下の各号の事項を記載した共済証券を発行します。

- (1)この共済の名称

- (2)会員ID

- (3)共済契約者兼被共済者の氏名、性別、住所および生年月日

- (4)契約日、責任開始日

- (5)加入口数

- (6)共済金の種類および共済金額

- (7)共済掛金の額

- (8)当組合の名称および所在地

- (9)共済加入証書の発行日

第2章 お支払いする共済金に関すること

第7条〈共済金額および支払限度〉

この共済の共済金額および支払限度は、共済金の種類ごとに、以下に定めます。

(1)入院見舞金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が日本国内において、共済期間中に責任開始期以後に発病したコロナ罹患による治療を直接の目的とする入院を1泊2日以上行ったとき(病院または診療所における入院に限る)	あらかじめ設定した金額をお支払いします	1事由につき1回の見舞金お支払いを上限とします。

(2)骨折見舞金

共済金の支払事由	共済金の支払額	共済金の支払限度
被共済者が日本国内において、共済期間中に被共済者が骨折(当該事故の日から180日以内に診断されること要します)したとき	あらかじめ設定した金額をお支払いします。	1事由につき1回の見舞金お支払いを上限とします。

第8条〈保障のお取り扱いについて〉

- (1)事故は、日本国内で生じた事故に限ります。

第9条〈共済金の請求〉

(1)共済金受取人は、次の書類または証拠のうち当組合が求める物を提出することにより、当組合に対して共済金の請求を行うことができます。

- ①共済金請求書兼同意書
- ②診療報酬点数明細書など公的機関から発行される診療内容や処置内容等の詳細が確認できる書面または診断書
- ③その他必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当共済が判断し求めるもの

10. ゴルフ傷害補償共済『スマゴル』

第1章 用語の定義

第1条 <用語の定義>

この約款において使用する用語は、本約款集共通用語の定義および以下の定義によります。

用語	定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴収するものをいいます。 (注)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。
ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持、向上を目的に、いかなる場所かを問わず、クラブ等(注1)を使用して繰り返しスイング(注2)を行うことをいい、これに不随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。 (注1)クラブ等 ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案されている器具をいいます。 (注2)スイング クラブ等(注1)を動かす意思でクラブ等(注1)を前後方向へ動かすことをいいます。
目撃	ホールインワンの場合は、被共済者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被共済者が基準打数より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
急激・偶然・外来	「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 「外来」とは、ケガの原因が被共済者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
損害賠償請求権者	被共済者が法律上の賠償責任を負った場合の相手方をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被共済者	申込書の被共済者欄に記載の本人をいい、共済の補償を受けられる方になります。

第2章 お支払する共済金に関すること

第2条 <被共済者の範囲>

この共済の被共済者は、以下の各号の全てに該当する方のうち、当組合がこの共済の被共済者として認めた方とします。

- (1)契約日において、満18歳以上の方
- (2)日本国内に居住している方
- (3)以下のいずれかに該当する方

- ①共済契約者
- ②共済契約者の配偶者

第3条 <申込および口数の上限>

1名義につき2口までの申込みを上限とする。

第4条 <責任開始日および、契約日および共済期間>

この契約の責任開始日は以下の通りとします。

- (1)この共済に対する申込みがなされた日で且つ第1回目の共済掛金が支払われた日の翌日0時から責任開始とする。尚、申込みにおいて定める提出物および告知内容に不備がある場合その限りではない。
- 2.この契約の契約日は、責任開始日の翌月1日とします。
- 3.この契約の共済期間満了日は、契約日の1年後の応当日の前日とします。
- 4.この契約の共済期間は、責任開始日から共済期間満了日までとします。
- 5.第1項から第4項の日時は、日本国の標準時によるものとします。(以下、この約款において同様とします。)
- 6.共済期間外に生じた事由に対しては、当組合は、共済金を支払いません。

第5条 <共済証券>

当組合がこの契約の申込みを承諾したときは、当組合は、共済契約者に対し、以下の各号の事項を記載した共済証券を発行します。

- (1)この共済の名称
- (2)会員ID
- (3)共済契約者の氏名、住所および生年月日
- (4)被共済者の氏名、性別、生年月日および契約日における被共済者の満年齢
- (5)契約日、責任開始日
- (6)加入口数
- (7)共済金の種類および共済金(日)額
- (8)共済掛金の額
- (9)当組合の名称および所在地
- (10)共済加入証書の作成日

第6条 <共済金額および支払限度>

この共済の共済金額および支払限度は、共済金の種類ごとに、以下に定めます。

(1)傷害死亡共済金

共済金をお支払する主な場合	お支払する共済金の額
ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導中に、急激かつ偶然な外来の事故により被共済者自身がケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	共済金額の全額をお支払いします。

(2)傷害入院共済金

共済金をお支払する主な場合	お支払する共済金の額
ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導中に、急激かつ偶然な外来の事故により被共済者自身がケガをされ、入院された場合	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院数に対し、お支払いします。

(3)用品の破損・盗難見舞金

共済金をお支払する主な場合	お支払する共済金の額
ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損または曲損により損害が生じた場合(注)ゴルフクラブ・ゴルフシューズ・ゴルフバック式以外のゴルフ用品の破損または曲損は、共済金お支払いの対象となりません。	共済期間を通じ、共済金額を限度とします。

(4)ホールインワン・アルバトロスお祝い金

共済金をお支払する主な場合	お支払する共済金の額
<p>日本国内にあるゴルフ場(注1)においてゴルフ競技(注2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として共済金のお支払いの対象となりません。ただし以下の①から④までのいずれかを満たすときにかぎりお支払いの対象となります。</p> <p>①そのゴルフ場の使用人が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスでその公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能)が提出できる場合</p> <p>④同伴競技者以外の第三者(注3)が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>(注1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>(注2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。</p> <p>(注3)「第三者」とは、例えば、前または</p>	<p>①お祝い金を全額お支払します。</p> <p>ホールインワン・アルバトロスお祝い金は、アマチュアの方のみお引き受けできます。(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方または研修生を含みお引き受けの対象外となります。)</p>

後の組の国レプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないが前加ショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント組合の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。	
---	--

第7条 <お支払できない主な場合>

(1)ケガの補償

- ①故意または重大な過失によるケガ
 - ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するケガ
 - ③脳疾患、疾病または心神喪失に起因するケガ
 - ④戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの
 - ⑤地震、噴火または津波に起因するケガ
 - ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- (2) 用品の破損・盗難
- ①故意または重大な過失によって生じた損害
 - ②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害
 - ③置き忘れまたは紛失によって生じた損害
 - ④戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じた損害
 - ⑤地震、噴火または津波に起因またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害
 - ⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害
- (3) ホールインワン・アルバトロスお祝い金
- ①ゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます。)がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス
 - ②ゴルフの競技または指導を職業としている方(研修生を含む)の行ったホールインワンまたはアルバトロス
 - ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス
- (4)重大事由による解除等
- その他共済金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や被共済者、共済金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、共済金のお支払ができないことがあります。

第8条<事故>

- (1)この契約において、規定する「事故」とは、被共済者が行うゴルフ(ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。)の練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に生じた偶然な事故をいいます。
- (2)被共済者が傷害を被った場合は、契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は下表の「傷害発生時の義務」を履行しなければなりません。契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由なくこの規定に違反した場合は、当組合は、下表の「差し引く金額」差し引いて、共済金を支払います。

傷害発生時の義務	差し引く金額
事故発生の日時、場所、事故の概要および傷害の程度を遅滞なく当組合に通知すること。この場合において、当組合が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被共済者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。	共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者がこの規定に違反したことによって、当組合が被った損害の額

第9条<共済金を支払わない場合>

当組合は、被共済者が自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。被共済者が入院共済金の支払いを受けられる期間中にさらに入院共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当組合は重複して入院共済金を支払いません。

第10条<共済金を支払う場合>

(1)当組合は、被共済者が日本国内または国外のゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、指導これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によってその身体に被った傷害に対してこの特約の規定に従い、共済金を支払います。

(2)(1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

第11条<死亡共済金の支払>

当組合は、被共済者が共済金を支払う場合の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、共済金額の全額(既に支払った後遺障害共済金がある場合は、共済金額から既に支払った金額を控除した残額)を死亡共済金として死亡共済金受取人に支払います。

第12条<共済金の請求>

(1)被共済者が共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当組合が求めるものを電磁的方法等により提出しなければなりません。

- ①共済金請求書兼同意書
- ②補償対象の損傷の状況および修理金額が記載されている損害見積書および領収書
- ③補償対象の損傷状況が分かる画像等
- ④補償対象の修理が不能となった事実と調査費用等が記載されている損害見積書および領収書
- ⑤ホールインワン・アルバトロス証明書
- ⑥事故証明書
- ⑦診療報酬点数明細書など公的機関から発行される診療内容や処置内容等の詳細が確認できる書面または診断書
- ⑧その他当組合が共済金の支払時期に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当組合が提示する電磁的記録において定めたもの

第13条<死亡共済金の受取人>

この契約の死亡共済金の受取人は、被共済者の法定相続人とし、以下の法定相続順位によります。

法定相続順位：①配偶者 ②子 ③孫 ④父母 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

3.第2項に定める死亡共済金受取人が同順位に複数いる場合は、それらの死亡共済金受取人において1名の代表者を選定し、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表するものとします。また、第1項の規定により共済金が支払われた場合には、その支払後に共済金の請求を受けても、当組合は、これを支払いません。

『この共済全般に関すること』

第1条<更新>

共済契約者から共済期間満了日の30日前までに、当組合にこの契約を継続しない旨の通知がなく、かつ、当組合がこの契約の更新を承諾した場合には、更新掛金の払込みを条件として、この契約は、共済期間満了日の翌日を更新日(以下「更新日」といいます。)として更新されます。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、更新されません。

- (1)共済契約者が当組合の組合員でなくなったとき
 - (2)被共済者が約款に定める被共済者の範囲に合致しなくなったとき
 - (3)払込猶予期間中に更新掛金が当組合に払込まれないとき
2. 第1項により更新されたこの契約の共済掛金は、更新日における被共済者の満年齢に応じた所定の額を適用します。
3. 第2項により共済掛金に変更となる場合には、当組合は、その旨を更新日の2カ月前までに共済契約者に通知します。
4. 第1項により更新されたこの契約の共済期間は、更新日の0時に始まり、当該更新日の1年後の応当日の前日の24時までとします。
5. 第1項の規定により、この契約が更新されたときは、第5条の規定により当組合が発行した更新前の共済証券を更新後の共済証券とみなします。
6. 更新後の共済契約においては、更新前の共済期間と更新後の共済期間とは継続されたものとみなします。
7. 更新後の共済契約においては、更新日におけるこの共済の普通共済約款および共済掛金率が適用されます。

第2条<契約申込みの撤回 クーリングオフ>

共済契約者は、すでに申込みをしたこの契約について、申込日からその日を含めて20日以内に書面による通知によりこの契約の申込みを取消することができます。

2. 第1項によってこの契約の申込みを取消した場合は、この契約は、成立しなかったものとし、当組合は、当組合に払込まれた共済掛金の全額を共済契約者に返戻します。

第3条<共済金を支払わない場合>

以下の各号の免責事由のいずれかによって生じた事由またはこれらに該当する場合、当組合は、共済金を支払いません。

- (1)共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失
- (2)被共済者の犯罪行為、闘争行為
- (3)被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- (4)被共済者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故
- (5)被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (6)被共済者の薬物依存またはアルコール依存
- (7)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロリズムその他これらに類似の事変または暴動
- (8)核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性
- (9)被共済者が別表5に掲げる危険な運動等を行っている間に生じた事故
- (10)被共済者が自動車、原動機付自転車その他これらに類する乗用車による競技、競争、興行または試運転をしている間に生じた事故

第4条<共済掛金の払込および払込方法>

共済契約者は、当組合が承諾したこの契約の申込内容に従い、当組合が定めた第1回目共済掛金を当組合に払い込むものとします。

2. この契約の共済掛金の払込方法(回数)は、月払方式とします。
3. この契約の第2回目以降の共済掛金の払込方法(経路)は、共済契約者が指定したクレジットカード払い(VISA・master・JCB・AMERICAN・EXPRESS・ダイナースクラブ)および口座振替とします。
4. この契約に係わる第2回目共済掛金の払込日は、契約日が属する月の翌月10日とします。

5. 第3回目以降のクレジットカードによる共済掛金および更新掛金の払込日は、第2回目共済掛金の払込日以降、毎月10日とします。口座振替においては毎月14日とします。

6. 第4項または第5項の払込日が休業日の場合には、翌営業日にクレジットカード課金および口座振替を行います。この場合、払込日に共済掛金の払込みがあったものとみなします。

7. クレジットカード払いや口座振替による共済掛金の払込みができない特別な事情が共済契約者にある場合には、当組合が指定する別の方法により共済掛金を払い込むことができます。

第5条<共済掛金の払込猶予期間>

1. 共済掛金の払込みについては、払込日の属する月の翌月末日までの期間を払込猶予期間として共済契約者による共済掛金の払込みを猶予します。
2. この契約に未払込みの共済掛金がある場合には、当組合は、翌月の共済掛金の払込日に翌月の共済掛金と併せて請求を行います。
3. 毎月10日の払込日にクレジットカード課金が行われなかった場合、その月の月末に再課金を行います。

第6条<通知事項>

共済契約者は、共済契約者または被共済者に関する以下の各号(以下「通知事項」といいます。)のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その発生を知った後、遅滞なく所定の書面または電磁的方法で当組合に通知し、当組合の承諾を得てください。

- (1)共済契約者が第2条に定める共済契約者の範囲に該当しなくなったとき
 - (2)被共済者が第3条に定める被共済者の範囲に該当しなくなったとき
 - (3)共済契約者または被共済者が共済証券に記載した氏名または住所を変更したとき
 - (4)被共済者が性別、職業または職種を変更したときまたは就労しなくなったとき
 - (5)第(1)号から第(4)号の他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したとき
2. 共済契約者が第1項第(3)号の通知をしなかったときは、当組合の知った最終の氏名および住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過したときに、共済契約者に到達したものとみなします。

第7条<契約の無効>

以下の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は、無効となります。

- (1)共済契約者または被共済者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不当に取得させる目的でこの契約を締結したとき
 - (2)この契約の申込みの際、被共済者の年齢に誤りがあり、契約年齢が当組合の定める契約可能な年齢の範囲外であったとき
 - (3)この契約の締結後、重複契約であることが判明したとき
 - (4)この契約の締結後、当組合が定める加入口数限度を超えた超過契約であることが判明したとき(1口加入が限度となります。)
 - (5)被共済者が責任開始日の前日までに死亡していたとき
2. 当組合は、無効となったこの契約に対して、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、当組合は、その全額を返還請求することができます。
3. 第1項第(1)号に定める事由によってこの契約が無効となった場合には、当組合は、すでに払い込まれた共済掛金を返戻しません。
4. 第1項第(2)号または第(5)号に定める事由によってこの契約が無効となった場合には、当組合は、すでに払い込まれた共済掛金の全額を返戻します。
5. 第1項第(3)号に定める事由によってこの契約が無効となった場合には、いずれか先に締結された契約を有効とし、当組合は、無効となったこの契約の共済掛金の全額を返戻します。
6. 第1項第(4)号に定める事由によってこの契約が無効となった場合には、超過した口数に係る共済掛金の全額を返戻します。

第8条<契約の失効>

以下の各号の場合、この契約は、それぞれに定める時に失効します。

- (1)被共済者が責任開始日以後に死亡したとき(当組合が死亡共済金を支払うべき事由による場合を除きます。)は、その死亡した時
 - (2)共済契約者が当組合の組合員でなくなったときは、その資格喪失の時
 - (3)被共済者が第3条に定める被共済者の範囲に合致しなくなったときは、その範囲外となった時
- 2.第1項の規定によりこの契約が失効となったとき以後に生じた事由に対しては、当組合は、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、その全額を返還請求することができます。
- 3.第1項の規定により失効となったこの契約について、当組合は、すでに当組合に払い込まれた共済掛金のうち、第1項に定める失効した時以降に対応する共済掛金(1ヵ月に満たない期間は、これを切り捨てます。)を返戻します。

第9条<契約の解約>

共済契約者は、当組合に対する所定の書面または電磁的方法(以下「解約申請書類」といいます。)、もしくは当組合が指定した方法にてこの契約の解約の意思表示をすることにより、この契約を将来に向かって解約することができます。

- 2.第1項の場合、解約申請書類が毎月末日(以下「解約申請締切日」といいます。)までに当組合に受け付けられたものについて、解約申請締切日を解約日とし、この契約の保障の効力は、解約日の24時より失われます。
- 3.第2項の規定にかかわらず、解約申請書類が当組合に受け付けられた解約申請締切日の属する月の末日までに、共済契約者が当組合に払い込むべき共済掛金に滞納が生じていた場合には、最初に滞納が生じた払込日の属する月の前月末日を解約日とし、この契約の保障の効力は、解約日の24時より失われます。
- 4.第2項または第3項に定める解約日以後に生じた事由に対しては、当組合は、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、その全額を返還請求することができます。
- 5.第1項の規定により解約となったこの契約について、当組合は、解約日以降に対応する共済掛金(1ヵ月に満たない期間は、これを切り捨てます。)を返戻します。
- 6.解約による返戻金はありません。

第10条<重大事由による解除>

当組合は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、責任開始日以降にその発生した日を解除日として、この契約を解除することができます。

- (1)共済契約者、被共済者または共済金受取人が共済金を詐取する目的もしくは他人に共済金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)を行った場合
 - (2)共済金の請求行為に関し、被共済者、共済金受取人またはこれらの代理人が詐欺行為(未遂を含みます。)を行った場合
 - (3)共済契約者、被共済者または共済金受取人が以下の各号のいずれかに該当することを当組合が知った場合
 - ①暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下「反社会的勢力」といいます。))または反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者であると認められること
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4)第(1)号から第(3)号に掲げるものの他、共済契約者、被共済者または共済金受取人が、第(1)号から第(3)号の事由がある場合と同程度に当組合のこれらの方に対する信頼を損なわせ、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- 2.当組合は、この契約を解除した日以降に生じた共済金の支払事由に対

しては、共済金を支払いません。また、第1項の解除の原因となった事由に対しすでに共済金を支払っていたときは、当組合は、その全額を返還請求することができます。

3.第1項によってこの契約が解除となった場合には、当組合は、すでに払い込まれた共済掛金を返戻しません。また、当組合が最後に知った共済契約者の住所に宛てて書面を送付することで、当該解除を通知します。

第11条<契約の取消>

共済契約者または被共済者もしくはこれらの方の代理人の詐欺または強迫によって当組合がこの契約を締結した場合には、当組合は、共済契約者に対し書面による通知をもって、この契約を取消することができます。

2.当組合がこの契約を取消した場合には、当組合は、すでに払込まれた共済掛金を返戻しません。

第12条<契約の変更>

共済契約者は、被共済者の書面による同意および当組合の承諾を得て、この契約における権利および義務を他の方に移転させることができます。

2.共済契約者は、共済期間中において、この契約の被共済者または共済期間を変更することはできません。

第13条<被共済者による契約の解約請求>

被共済者が共済契約者以外の方である場合において、以下の各号のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対しこの契約の解約を求めることができます。

- (1)この契約の被共済者となることについての同意をしていなかったとき
 - (2)共済契約者に第17条の重大事由に該当する行為のいずれかがあったとき
 - (3)第(2)号の他、第2号と同程度に被共済者の共済契約者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由が生じたとき
 - (4)共済契約者と被共済者との間の親族関係等の解消その他の事由により、この契約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- 2.共済契約者は、第1項に規定する解約請求があったときは、当組合に対し、所定の通知をもって、この契約を解約しなければなりません。
- 3.被共済者は、第1項第(1)号の事由のあるときは、当組合に対し、所定の通知をもって、この契約を解約することができます。
- 4.第3項の規定によりこの契約が解約されたときは、当組合は、遅滞なく、共済契約者に対しその旨を書面により通知します。

第14条<契約の復活>

共済契約失効後、6ヶ月間は再加入できません。ただし、未払い掛金のお支払いにて保障を復活させる事ができます。

第15条<共済金受取人>

この契約の共済金受取人は、被共済者としします。

2.但し、この契約の死亡共済金の受取人は、被共済者の法定相続人とし、以下の法定相続順位によります。

法定相続順位：①配偶者 ②子 ③孫 ④父母 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

3.第2項に定める死亡共済金受取人が同順位に複数いる場合は、それらの死亡共済金受取人において1名の代表者を選定し、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表するものとします。また、第1項の規定により共済金が支払われた場合には、その支払後に共済金の請求を受けても、当組合は、これを支払いません。

第16条<共済期間中の共済掛金の増額または共済金の減額等>

共済金の支払事由の発生が著しく増加し、この共済の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは、当組合は、当組合の定めるところにより、共済期間中に共済掛金の増額または共済金の減額を行うことがあります。

2.感染症および船舶・航空機事故等により共済金の支払事由が一時に多

数発生し、当該事故による共済金を全額支払うとした場合には、当組合の収支状況を著しく悪化させると認められるときは、当組合は、該当する共済金の全部または一部を削減して支払うことがあります。

3.第1項または第2項の場合、当組合は、速やかに共済契約者または共済金受取人に通知します。

第17条<更新時における共済掛金の見直しまたは更新の拒絶>

当組合は、この共済の収支を計算し、次年度以降の当組合の経営に著しい影響を及ぼすことが予想されると判断した場合は、当組合の定めるところにより、この契約の更新時において共済掛金の増額または共済金額の減額を行うことがあります。

2.第1項の場合、当組合は、更新後の内容を更新日の2カ月前までに共済契約者に通知します。

3.当組合は、この共済が不採算となり、更新契約の引受が当組合の経営に重大な影響を及ぼすと判断した場合は、当組合の定めるところにより、更新契約を引受けないことがあります。

4.第3項の場合、当組合は、その旨を更新日の3カ月前までに共済契約者に通知します。

第18条<時効>

共済金、返戻金その他の支払いを請求する権利は、その事由が生じた日の翌日からその日を含め3年間請求がない場合、消滅します。

第19条<電磁的方法による通知>

当組合は、この約款に基づき行う共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの方の代理人に対する通知を、ウェブサイトを利用する方法、電子メールまたはこれらに準じる電磁的方法によって行うことができます。

第20条<訴訟の提起>

この契約に関する訴訟については、当組合の所在地または共済契約者もしくは被共済者の住所地を管轄する地方裁判所に提起するものとします。

第21条<準拠法>

この約款に定めのない事項については、日本国の法令に準拠します。

「クレジットカード支払および口座振替特約」

第1条<用語の定義>

この特約において使用する用語は、以下の定義によります。

用語	定義
この特約	この「クレジットカード支払特約」をいいます。
主契約	この特約が付帯された共済契約をいいます。
主約款	主契約の契約内容を定めた共済約款をいいます。
クレジットカード	当組合が指定したカード発行組合が発行したクレジットカードをいいます。
カード組合	当組合が指定したクレジットカード発行組合をいいます。
口座振替	当組合と掛金口座振替の取り扱いを提携している金融機関をいいます。

2.第1項に記載のない用語の定義については、主約款の定めに従います。

第2条<特約の適用>

この特約は、主たる共済契約締結の際または共済掛金払込期間の中途において、共済契約者から、当組合の指定するクレジットカードおよび口座振替により共済掛金を払い込む旨の申し出があり、かつ、当組合がこれを承諾した場合に適用します。

2.第1項のクレジットカード・口座は、共済契約者が、カード組合および金融機関との間で締結された会員規約等(以下、「会員規約等」といいます。)に基づき、使用を認められたものであることを要します。

3.当組合は、この特約の適用に際して、カード組合にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等(以下、「クレジットカードの有効性等」といいます。)の確認を行います。

第3条<共済掛金の払込>

共済掛金は、主約款の共済掛金の払込の規定にかかわらず、当組合がクレジットカードの有効性等を確認し、カード組合に共済掛金を請求したときに、その払込みがあったものとします。口座振替においては払込期間中の当組合の定められた日に指定口座から掛金を当組合の口座に振り替えることによって、当組合に払い込まれるものとします。

2.同一のクレジットカード、または指定口座から2件以上の共済契約の共済掛金を払い込む場合には、共済契約者は、当組合に対して決済順序を指定できないものとします。

3.共済契約者は、カード組合・金融機関の会員規約等に従い、共済掛金額をカード組合に支払うこと、予め共済掛金を指定口座に預け入れしておくことを要します。

4.当組合は、この特約に基づきクレジットカードまたは口座振替により払い込まれた共済掛金に対して、領収証を発行しません。

第4条(クレジットカードおよび振替口座の変更)

共済契約者は、共済掛金の払込みに使用するクレジットカードを他のクレジットカードに変更することができます。口座振替も同様です。

2.共済契約者は、共済掛金のクレジットカード支払の取扱を不可とする場合には、あらかじめ当組合に申し出て、共済掛金の払込方法を口座振替による方法に変更しなければなりません。

[施行日 2022年9月1日]

いきいきスマイル労働組合

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

いきいきスマイル労働組合は、個人情報の保護に関する法律および政令等を遵守し、個人情報の取り扱いに関する規程を定めるとともに必要な体制整備を行い、以下の方針によりご加入者等の個人情報の適正な利用と保護に努めます。

I. 個人情報の取得・利用目的について

1. 個人情報保護法および関連法令等に従い、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な方法により個人情報を取得します。
 - ア. 申込書等の書面、またはインターネット等の情報ネットワークを通して取得する方法
 - イ. アンケートやキャンペーン等の実施により、はがき等で取得する方法があります。
また、内容の正確な記録やサービスの充実、業務上必要な範囲で録音させていただくことがあります。
2. 組合員の生活の文化的・経済的改善向上を図るために必要な個人情報を取得し、利用します。
 - ア. 共済、供給、利用、教育・文化、福祉等の事業についての健全な運営およびアンケートその他の調査
 - イ. 事業に関する商品・サービスのご紹介
3. 個人情報は上記 2. の利用目的以外には利用いたしません。個人情報を上記 2. の利用目的以外に利用する場合は、あらためてご同意をいただきます。
4. 書面やインターネット等の情報ネットワークで直接当該ご本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、ご本人に対し、その利用目的を明示します。
5. 利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書に記載します。さらに利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページにより公表します。

II. 個人データの保管・利用について

1. 個人情報保護管理者を定め、個人データの漏えい、滅失または毀損の防止、その他の安全管理のために、個人データへのアクセス管理、個人データの持ち出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止のための措置を講じます。
2. 職員(すべての役員・従業員)が個人データを取り扱う場合は、当該個人データの安全管理が図れるよう、必要かつ適切な監督を行います。
3. 取得した個人データは、情報処理等の目的で外部に取り扱いを委託することがあります。外部への委託に際しては、委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視する等、適切な管理、監督を行います。
4. 業務上取り扱う個人データを、業務上必要な範囲で正確かつ最新の内容で保持するため適切な措置を講じます。
5. 次の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者へ提供することはありません。
 - ア. 法令に基づく場合
 - イ. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ウ. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
 - エ. 国の機関もしくは地方公共団体等の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

- オ. 個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取り扱いの全部または一部を委託する場合
- カ. 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合
- キ. 同一住所にお住まいの方に加入証書やご案内等の郵送物をまとめて発送する場合

いきいきスマイル労働組合では、共済事業の事務手続きにおいて、同一住所の方の加入証書やご案内等の郵送物を同一封筒でまとめて発送する場合があります。これらの書類には、宛名ご本人(またはご契約者)以外の家族、同居者、勤務先の者等の氏名、生年月日、住所、加入内容等が記載されています。

6. お客さまの個人データは、次の範囲でいきいきスマイル労働組合が共同利用いたします。

- ア. 共同利用する個人データの項目

共済加入・変更時および共済金支払請求時等にお預かりした個人情報

(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、加入者番号、金融機関口座番号、加入内容、健康告知・診断書等の医療情報、事故にかかわる情報等)

- イ. 共同利用者の範囲

いきいきスマイル労働組合

- ウ. 利用目的

個人情報の取得・利用目的について 1.2. アからイに掲げた目的

- エ. 個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

いきいきスマイル労働組合

7. 業務上取り扱う個人情報を、業務上必要な範囲で加工して匿名加工情報を作成し利用することがあります。匿名加工情報を作成する場合、安全管理のための措置を講じ、厳格な管理を行います。匿名加工情報を作成または第三者に提供する場合、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目等をホームページにより公表します。

Ⅲ. 保有個人データに関する利用目的の通知、開示・訂正・利用停止等について

保有個人データに関する利用目的の通知、開示・訂正・利用停止等のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由がない限り、速やかに対応いたします。

Ⅳ. 個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ

個人情報の取り扱いに関するご質問、ご相談、苦情等につきましては、下記までご連絡ください。

いきいきスマイル労働組合 【営業時間】 平日 10:00~17:00(土日祝休み)

お問い合わせ info@ikiiki-smile-union.org ホームページ <https://ikiiki-smile-union.org>